

令和2年5月27日

安曇野市教育委員会

令和2年5月定例会

会議議案

安曇野市教育委員会

【教育委員会定例会提出資料】

議案第1号	教育部 学校教育課														
令和2年5月27日提出	センター長 小笠原 正明 (担当) 丸山 忠徳														
タイトル	令和2年度学校給食センター運営委員会委員の委嘱について														
協議を要する事項の内容	教育委員及び諸団体より推薦された令和2年度学校給食センター運営委員会委員の委嘱について														
要旨	安曇野市学校給食センター条例及び安曇野市学校給食センター運営委員会規則に基づく運営委員会委員の委嘱について協議するもの。 委員の選任案は別紙のとおり。 教育委員からの選出(1人)については、本日の教育委員会において選出をお願いしたい。														
説明	<p>1 運営委員会の設置目的 運営委員会は、教育委員会の諮問に応じ、学校給食に関する重要な事項を審議し、その意見を答申します。</p> <p>2 構成員(安曇野市学校給食センター運営委員会規則第2条)</p> <table> <tbody> <tr><td>教育委員</td><td>1名</td></tr> <tr><td>小学校長</td><td>1名</td></tr> <tr><td>中学校長</td><td>1名</td></tr> <tr><td>PTA連合会</td><td>5名</td></tr> <tr><td>学校医代表</td><td>1名</td></tr> <tr><td>薬剤師代表</td><td>1名</td></tr> <tr><td>計</td><td>10名</td></tr> </tbody> </table> <p>推薦名簿 別紙</p> <p>3 任期 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで ただし教育委員については在任期間まで</p> <p>4 参考 「安曇野市学校給食センター条例」及び「安曇野市学校給食センター運営委員会規則」は、別紙のとおり。</p>	教育委員	1名	小学校長	1名	中学校長	1名	PTA連合会	5名	学校医代表	1名	薬剤師代表	1名	計	10名
教育委員	1名														
小学校長	1名														
中学校長	1名														
PTA連合会	5名														
学校医代表	1名														
薬剤師代表	1名														
計	10名														

令和2年度 安曇野市学校給食センター運営委員会名簿（10人）

	職　名	氏　名	選出区分	備考
1	委　員	坂槻 邦章	小学校長	堀金小学校長
2	委　員	宮澤 浩	中学校長	穂高西中学校長
3	委　員		教育委員	教育委員
4	委　員	向山 啓二郎	PTA連合会 (中部センター)	市PTA連合会 副会長
5	委　員	丸山 ゆう子	PTA連合会 (南部センター)	市PTA連合会 副会長
6	委　員	中村 博人	PTA連合会 (北部センター)	穂高西中PTA会長
7	委　員	齊藤 岳雄	PTA連合会 (堀金センター)	堀金中PTA副会長
8	委　員	瀧澤 章	PTA連合会 (中部センター)	明南小PTA副会長
9	委　員	須澤 大知	医師会	医師会理事 須澤クリニック
10	委　員	横林 和彦	薬剤師会	薬剤師会々長

※ 委員の任期は、令和3年3月31日までとなります。

○安曇野市学校給食センタ一条例

平成17年10月1日条例第228号

改正

平成18年10月16日条例第53号

平成19年9月28日条例第33号

平成22年6月28日条例第26号

平成23年12月26日条例第26号

平成28年3月23日条例第21号

安曇野市学校給食センタ一条例

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条及び学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条の規定により、学校給食の調理等の業務を処理するため、安曇野市学校給食センター（以下「学校給食センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 学校給食センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
安曇野市北部学校給食センター	安曇野市穂高9747番地
安曇野市堀金学校給食センター	安曇野市堀金烏川3000番地
安曇野市中部学校給食センター	安曇野市豊科南穂高2661番地1
安曇野市南部学校給食センター	安曇野市三郷明盛84番地2

(管理運営)

第3条 学校給食センターは、安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理運営する。

(運営委員会)

第4条 学校給食センターの運営を適正かつ円滑にするため、安曇野市学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会は、教育委員会の諮問に応じ、学校給食に関する重要な事項を審議し、その意見を答申する。
- 3 運営委員会は、10人以内の委員をもって組織する。
- 4 運営委員会の委員は、教育委員会が委嘱又は任命する。
- 5 第2条の給食センターごとに小委員会を設置することができる。
- 6 第1項及び前項の委員会の規定は、別に定める。

(守秘義務)

第5条 運営委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同

様とする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の豊科町学校給食センター管理条例（昭和38年豊科町条例第4号）、穂高町学校給食センター運営委員会規則（平成13年穂高町教育委員会規則第2号）、三郷村学校給食センター管理規則（平成15年三郷村教育委員会規則第3号）又は堀金村給食センター運営委員会規則（平成17年堀金村教育委員会規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年10月16日条例第53号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年9月28日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年6月28日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年12月26日条例第26号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日条例第21号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○安曇野市学校給食センター運営委員会規則

平成17年10月1日教育委員会規則第19号

改正

平成20年4月22日教委規則第6号

平成20年5月28日教委規則第7号

平成28年1月25日教委規則第1号

安曇野市学校給食センター運営委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、安曇野市学校給食センター条例（平成17年安曇野市条例第228号）第4条の規定に基づき、安曇野市学校給食センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 安曇野市学校給食センター条例第4条第1項の規定による運営委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 教育委員代表 1人
- (2) 小学校長代表 1人
- (3) 中学校長代表 1人
- (4) 小学校及び中学校PTA代表 5人
- (5) 学校医代表 1人
- (6) 薬剤師代表 1人

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 1人
- (3) 監事 3人

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 監事は、給食費に関する会計を監査する。

(役員の選任方法及び任期)

第5条 役員の選任方法及び任期は、次のとおりとする。

- (1) 委員長及び副委員長は委員のうちから互選する。
 - (2) 監事は、第2条第1項第2号及び第3号の委員のうちから1人、同項第4号の委員のうちから2人をもって充て、これらの委員により互選にする。
- 2 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育部学校教育課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の豊科町学校給食センター管理条例（昭和38年豊科町条例第4号）、穂高町学校給食センター運営委員会規則（平成13年穂高町教育委員会規則第2号）、三郷村学校給食センター管理規則（平成15年三郷村教育委員会規則第3号）又は堀金村給食センター運営委員会規則（平成17年堀金村教育委員会規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 第5条の規定にかかわらず、この規則施行後最初に任命される委員の任期は、平成18年3月31日までとする。

附 則（平成20年4月22日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成20年5月28日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年1月25日教委規則第1号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

議案第2号	教育部 学校教育課
令和2年5月27日提出	(課長) 沖 雅彦 (担当) 櫻井 義之

タイトル	GIGAスクール構想への対応について
協議を要する事項の内容	GIGAスクール構想への対応について説明
要旨	国のGIGAスクール構想による、校内ネットワーク整備および児童生徒1人1台の端末整備の推進について
説明	<p>1. GIGAスクール構想 昨年12月に学校の情報機器の整備計画「GIGAスクール構想」が文部科学省より示され、児童生徒の学習の場である学校の情報機器の整備の遅れ、市町村により整備状況にバラツキもあるため、全国一律での整備を急務として、補助事業が創設された。</p> <p>2. 補助事業の内容 「GIGAスクール構想」の補助金は大きく分けて2つである。 ・校内ネットワーク(LAN)の整備補助 ・児童生徒の学習用端末1人1台整備費用(定額45,000円/台) ※補助申請期間：令和2年度</p> <p>3. 経過等 当初の段階では、市の費用負担が多くGIGAスクール構想の達成は困難であると捉えていたが、その後の国による補助対象の見直しやコロナウィルス感染症対策に伴う休校中のオンライン学習への対応などの社会状況の変化のため、再度、本構想への検討を行った。 安曇野市学校教育グランドデザインでは、「たくましい安曇野の子ども」を育成するために、本年度の目指す児童生徒・教師・学校の姿として「自ら動く児童生徒」「学び続ける教師」「地域へ飛び出す」を掲げ、また、市内全校で取り組むべき重点項目の一つに「ICT機器の活用」を掲げている。1人1台端末環境は、令和の時代における学校のスタンダードであり、市が目指す教育を実現するため、教職員がより魅力ある授業を創造・実践し、児童生徒の個性や能力を一層引き出していくために重要な手段となることから、この機を逃さず導入が必要との結論に至った。 なお、導入においては、財政負担の平準化に十分に留意する。</p>

(裏面へ)

4. 令和2年度事業費

(1) 校内ネットワーク (LAN) の整備費用 (17校) (単位:千円)

国庫補助 (1/2)	89,700	計 237,000 (補助対象事業費 177,600)
起債 (補助残の 90%) *	79,100	
一般財源	68,200	

*うち交付税措置 52,800 千円 ※1校平均 13,900 千円

(2) 児童生徒の学習用端末1人1台整備費用 (7,200台)

(定額 45,000円/台) (単位:千円)

国庫補助 (2/3)	216,000	計 324,000
一般財源 (1/3) *	108,000	

*市負担分 (1/3) はR3~7までに5年リースで整備 (117,000千円)。

(3) 事業費計 (単位:千円)

国庫補助	305,700	計 561,000
起債 *1	79,100	
一般財源 *2	176,200	

*1うち交付税措置 52,800 千円

*2うち端末整備に係る市負担分 (1/3) 相当はR3~7までに5年リースで整備 (117,000千円) する。

GIGAスクール構想の加速による学びの保障

目的

文部科学省

「1人1台端末」の早期実現や、家庭でも繋がる通信環境の整備など、「GIGAスクール構想」におけるハード・ソフト・人材を一体とした整備を加速することで、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時ににおいても、ICTの活用により全ての子供たちの学びを保障できる環境を早急に実現

児童生徒の端末整備支援

○「1人1台端末」の早期実現

1,951億円

令和5年度に達成するとされている端末整備の前倒しを支援、
令和元年度補正措置済（小5・6、中1）に加え、残りの中2・3、小1～4すべてを措置

対象：国・公・私立の小・中・特支等
国公立：定額（上限4.5万円）、私立：1/2（上限4.5万円）

○障害のある児童生徒のための出入力支援装置整備

11億円

視覚や聴覚、身体等に障害のある児童生徒が、端末の使用にあたつて
必要となる障害に対応した出入力支援装置の整備を支援

対象：国・公・私立の小・中・特支等
国立、公立：定額、私立：1/2

緊急時ににおける家庭でのオンライン学習環境の整備

○家庭学習のための通信機器整備支援

147億円

Wi-Fi環境が整っていない家庭に対する貸与等を目的として自治体が行う、
LTE通信環境（モバイルルータ）の整備を支援

対象：国・公・私立の小・中・特支等、年収400万円未満（約147万台）
国公立：定額（上限1万円）、私立：1/2（上限1万円）

○学校からの遠隔学習機能の強化

6億円

臨時休業等の緊急時に学校と児童生徒がやりとりを円滑に行うため、
学校側が使用するカメラやマイクなどの通信装置等の整備を支援

対象：国・公・私立の小・中・高校・特支等
公立：1/2（上限3.5万円）、国立：定額（上限3.5万円）

○「学びの保障」オンライン学習システムの導入

1億円

学校や家庭において端末を用いて学習・アセスメントが可能な
プラットフォームの導入に向けた調査研究

対象：公立の小・中・特支、高等学校等
公立：1/2

施策の想定スキーム図

○GIGAスクールサーパーターの配置
急速な学校ICT化を進める自治体等を支援するため、ICT関係企業OBなどICT技術者の配置経費を支援

市町村（小中学校等）

学校法人



※上記は公立及び私立のイメージ、国立は国が直接補助

GIGAスクール構想の実現

令和元年度補正予算額（案） 2,318億円
公立:2,173億円、私立:119億円、国立:26億円

（文部科学省所管）

- Society 5.0時代を生きる子供たちにとつて、教育におけるICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められる一方で、現在の学校ICT環境の整備は遅れており、自治体間の格差も大きい。**令和時代のスタンダードな学校像として、全国一律のICT環境整備が急務。**
- このため、**1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するとともに、並行してクラウド活用推進、ICT機器の整備調達体制の構築、利活用のPDCAサイクル徹底等を進めることで、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる。**

事業概要

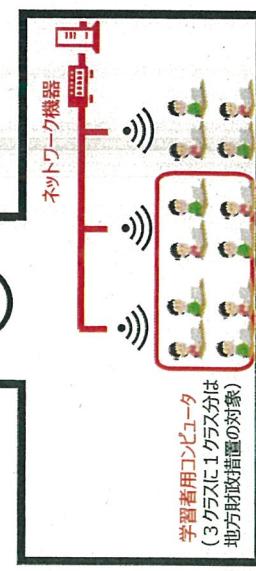
- (1) 校内通信ネットワークの整備
 - 希望する全ての小・中・特支・高等学校等における校内LANを整備
 - 加えて、小・中・特支等に電源キャビネットを整備
- (2) 児童生徒1人1台端末の整備
 - 国公私立の小・中・特支等の児童生徒が使用するPC端末を整備

事業スキーム

- | | | | |
|--------|----------------------------|------------------------------------|-----------------------------|
| (1) 公立 | 補助対象：都道府県、政令市、その他市区町村 | (2) 公立 | 交付先：民間団体（執行団体） |
| | 補助割合：1/2 ※市町村は都道府県を通じて国に申請 | | 補助割合：定額（4.5万円） |
| 私立 | 補助対象：学校法人、補助割合：1/2 | ※市町村は都道府県を通じて民間団体に申請、国は民間団体に補助金を交付 | |
| 国立 | 補助対象：国立高等専門学校機構 | 私立 | 補助対象：学校法人、補助割合：1/2（上限4.5万円） |
| | 補助割合：定額 | 国立 | 補助対象：国立大学法人、補助割合：定額（4.5万円） |

措置要件

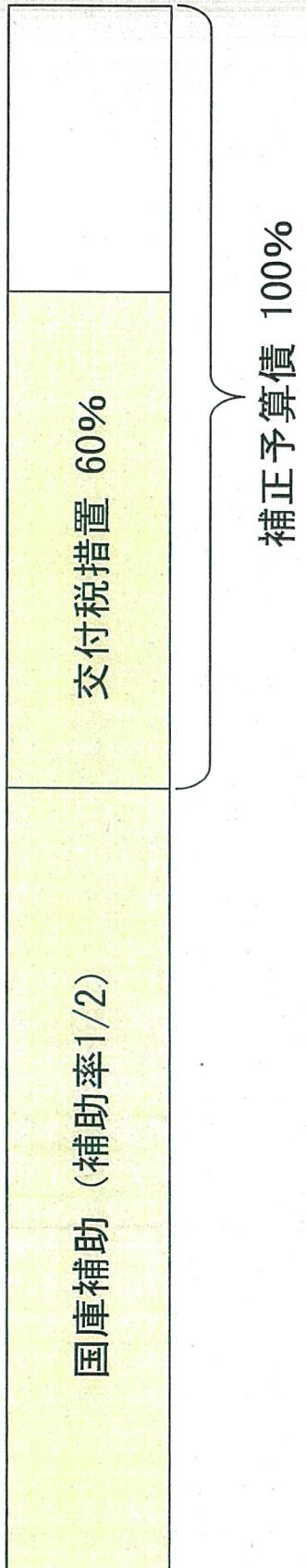
- ✓ 「1人1台環境」におけるICT活用計画、さらにその達成状況を踏まえた教員スキル向上などのフォローアップ計画
- ✓ 効果的・効率的整備のため、国が提示する標準仕様書に基づく、都道府県単位を基本とした広域・大規模調達計画
- ✓ 高速大容量回線の接続が可能な環境にあることを前提とした校内LAN整備計画、あるいはランニングコストの確保を踏まえたLTE活用計画
- ✓ 現行の「教育のICT化」に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）に基づく、地方財政措置を活用した「端末3クラスに1台の配備」計画



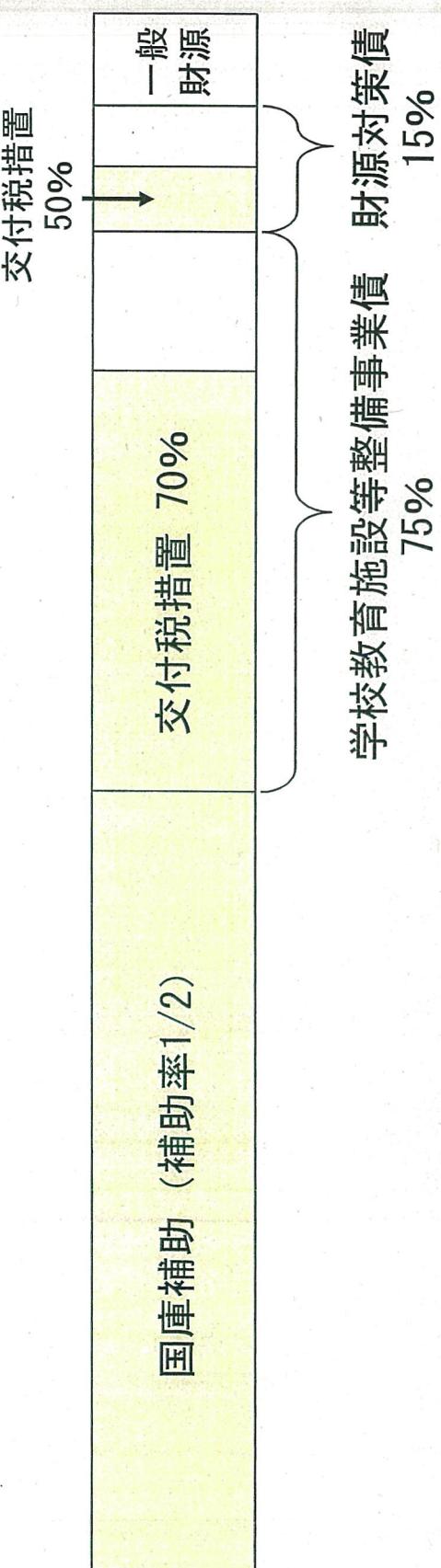
※ 支援メニュー (① 校内LAN整備 + 端末整備、② LTE通言費等独自確保を前提とした端末整備)

「GIGAスクール構想の実現」に向けた校内通信ネットワーク整備事業に係る
地方財政措置（イメージ）

(1) 令和元年度補正予算の場合



(2) 文部科学省において令和元年度補正予算を繰り越し、令和2年度事業として実施する場合



GIGAスクール構想の実現 ロードマップ

～令和時代のスタンダードとしての学校ICT環境を整備し、全ての子供1人1人に最もふさわしい教育を～

※Global and Innovation Gateway for All

		2019年度(令和元年度)	2020年度(令和2年度)	2021年度(令和3年度)	2022年度(令和4年度)	2023年度(令和5年度)	2024年度(令和6年度)
小学校	イベント	学習者用デジタル教科書の制度化 端末、通信ネットワーク、クラウドをセットで整備	学習者用デジタル教科書の制度化 端末、通信ネットワーク、クラウドをセットで整備	学習者用デジタル教科書の制度化 端末、通信ネットワーク、クラウドをセットで整備	学習者用デジタル教科書の制度化 端末、通信ネットワーク、クラウドをセットで整備	学習者用デジタル教科書の制度化 端末、通信ネットワーク、クラウドをセットで整備	学習者用デジタル教科書の制度化 端末、通信ネットワーク、クラウドをセットで整備
中学校	イベント	学習者用デジタル教科書の制度化 端末、通信ネットワーク、クラウドをセットで整備	学習者用デジタル教科書の制度化 端末、通信ネットワーク、クラウドをセットで整備	学習者用デジタル教科書の制度化 端末、通信ネットワーク、クラウドをセットで整備	学習者用デジタル教科書の制度化 端末、通信ネットワーク、クラウドをセットで整備	学習者用デジタル教科書の制度化 端末、通信ネットワーク、クラウドをセットで整備	学習者用デジタル教科書の制度化 端末、通信ネットワーク、クラウドをセットで整備
高等学校	イベント	学習者用デジタル教科書の制度化 端末、通信ネットワーク、クラウドをセットで整備	学習者用デジタル教科書の制度化 端末、通信ネットワーク、クラウドをセットで整備	学習者用デジタル教科書の制度化 端末、通信ネットワーク、クラウドをセットで整備	学習者用デジタル教科書の制度化 端末、通信ネットワーク、クラウドをセットで整備	学習者用デジタル教科書の制度化 端末、通信ネットワーク、クラウドをセットで整備	学習者用デジタル教科書の制度化 端末、通信ネットワーク、クラウドをセットで整備
その他	イベント	1日に1～2コマ、授業展開に応じて必要な時に「1人1台環境」で、デジタル教科書やAI技術を活用したデジタル教材を活用した学びの実現	1人1台環境で「1人1台環境」でデジタル教科書をはじめとするデジタルコンテンツをフルに活用、教師の指導や児童生徒の学びを支援する観点から学習ログを活用（多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、個別最適化された学びの実現）	保護者をはじめ社会の意識改革 学校におけるICT活用のPDCA構築 安価な教育用端末市場の構築	改訂教科書使用開始、デジタル教科書をはじめとするコンテンツの一層の促進	改訂教科書使用開始、デジタル教科書をはじめとするコンテンツの一層の促進	改訂教科書使用開始、デジタル教科書をはじめとするコンテンツの一層の促進
1人1台の端末から個人の教育データを収集し、分析、最適な結果を一人ひとりにフィードバックする個別最適化された学びの実現							

議案第4号	教育部 文化課
令和2年5月27日提出	(課長) 山下 泰永 (担当) 三澤 新弥

タイトル	安曇野市交流学習センター条例の改正について
決定を要する事項の内容	条例改正の承認
要旨	<p>交流学習センターのうち、豊科交流学習センターに指定管理者制度を導入するための条例改正を令和2年6月議会定例会へ上程したい。</p>
	<p>安曇野市交流学習センターの内、豊科交流学習センターの業務は、多目的交流ホール及び学習室の貸館受付が主なものであり、指定管理者制度を導入することで効率的な運営が図れると考えます。</p> <p>つきましては、管理が移行できるよう、条文中に指定管理者による管理の規定を加えるための条例改正案を令和2年6月議会定例会へ上程します。</p>
説明	<p>1. 条例の名称 安曇野市交流学習センター条例</p> <p>2. 内容 条文 指定管理者による管理の規定の追加 別表 豊科交流学習センターの使用料の表の削除 豊科交流学習センターの利用料金の表の追加</p> <p>3. 施行日 令和3年4月1日</p>

安曇野市交流学習センター条例の一部を改正する条例

安曇野市交流学習センター条例（平成21年安曇野市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第13条を第20条とし、第12条を第19条とする。

第11条中「前条第1項」を「第14条第2項若しくは第3項の規定により利用を禁止されたとき、若しくは第15条」に、「第5条第1項」を「第7条第1項」に改め、「、若しくは同条第2項の規定により利用を禁止されたとき」を削り、同条を第18条とする。

第10条第1項中「第5条第1項」を「第7条第1項」に、「同項の」を「当該」に改め、同項後段を削り、同項第1号中「第5条第3項」を「第7条第3項」に改め、同項第3号中「センターの」を「当該」に改め、同項第4号中「使用料」の次に「(安曇野市豊科交流学習センターにあっては、利用料金)」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 指定管理者は、第7条第1項の許可(別表第2に係るものに限る。)を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

(1) 前項第1号から第3号までに該当したとき。

(2) 利用料金を指定した日までに納付しなかったとき。

第10条を第15条とし、同条の次に次の2条を加える。

(免責)

第16条 第14条第2項若しくは第3項の規定により利用を禁止した場合又は前条の規定により許可を取り消した場合に生じた損害に対しては、市及び指定管理者は責を負わない。

(費用負担)

第17条 安曇野市豊科交流学習センターの管理等に要する費用は、指定管理者の負担とする。ただし、当該施設の大規模な改修、修繕及び備品の整備、補充等に要する費用は含まないものとする。

第9条第1号中「第5条第2項各号」を「第7条第2項各号」に改め、同条に次の2項を加える。

2 教育委員会は、センターの利用者が前項各号に掲げる行為を行い、又は行うおそれがあるときは、その利用を禁止することができる。

3 指定管理者は、安曇野市豊科交流学習センターの利用者が第1項各号に掲げる行為を行い、又は行うおそれがあるときは、その利用を禁止することができる。

第9条を第14条とし、第8条を第10条とし、同条の次に次の3条を加える。

(利用料金)

第11条 安曇野市豊科交流学習センターの施設等を利用しようとする者で、第7条第1項の許可を受けたものは、あらかじめ利用料金を納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を後納させることができる。

2 前項の利用料金は、別表第2に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。利用料金を変更するときも、同様とする。

3 利用料金は、指定管理者の収入として收受させるものとする。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、特に必要と認めるときは、利用料金の全部又は一部を減免することができる。

(利用料金の還付)

第13条 納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第7条を第9条とする。

第6条中「前条第1項」の前に「安曇野市穂高交流学習センター及び安曇野市三郷交流学習センターの施設等を利用しようとする者で、」を加え、「者」を「もの」に、「別表」を「別表第1」に改め、同条を第8条とする。

第5条第1項中「別表」を「別表第1又は別表第2」に改め、「者は、」の次に「別表第1に掲げるものにあっては」を、「委員会」の次に「、別表第2に掲げるものにあっては指定管理者」を加え、同条第2項及び第3項中「委員会」の次に「又は指定管理者」を加え、同条を第7条とする。

第4条に次の1項を加える。

2 指定管理者は、特に必要と認める場合において、あらかじめ教育委員会の承認を得たときは、安曇野市豊科交流学習センターの開館時間及び休館日を変更することができる。

第4条を第6条とする。

第3条各号列記以外の部分中「センター」を「安曇野市穂高交流学習センター」に改め、同条を第5条とし、第2

条の次に次の2条を加える。

(指定管理者による管理)

第3条 センターのうち、安曇野市豊科交流学習センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

2 指定管理者は、安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年安曇野市条例第20号）第4条第1項の規定によるものであって、かつ、センターの設置の目的を効果的に達成するために必要な能力を有するものとする。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 安曇野市豊科交流学習センターの利用許可に関する業務
- (2) 安曇野市豊科交流学習センターの施設、設備及び備品の維持管理に関する業務
- (3) 安曇野市豊科交流学習センターの運営に関する業務のうち、市長又は教育委員会のみの権限に属する事務を除く業務

別表中「第6条関係」を「第7条、第8条関係」に改め、同表の2 安曇野市豊科交流学習センターの表を削り、「3 安曇野市三郷交流学習センター」を「2 安曇野市三郷交流学習センター」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第7条、第11条、第15条関係）

安曇野市豊科交流学習センター

区分	利用料金				
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分 まで	午前9時から 午後9時30分 まで	
多目的交流ホール	入場料を徴収しないで利用する場合	3,240円	5,130円	5,650円	13,300円
	2,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	3,870円	6,070円	6,700円	15,920円
	2,000円を超える3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	4,500円	7,120円	7,850円	18,540円
	3,000円を超える5,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	5,130円	8,170円	9,000円	21,260円
	5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合	5,760円	9,210円	10,160円	23,880円
多目的交流ホール	入場料を徴収しないで利用する場合			1日につき 4,810円	
(展示場として利用する場合)	2,000円以下の入場料を徴収して利用する場合			1日につき 5,760円	
用する場合に限る。)	2,000円を超える3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合			1日につき 6,700円	

	3,000円を超える入場料を徴収して利用する場合			1日につき 7,640円
	5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合			1日につき 8,590円
学習室1	入場料を徴収しないで利用する場合	830円	1,040円	940円 3,240円
	2,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	940円	1,250円	1,040円 3,870円
	2,000円を超える3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	1,150円	1,460円	1,250円 4,500円
	5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合	1,460円	1,880円	1,670円 5,760円
	入場料を徴収しないで利用する場合	1室につき 410円	1室につき 520円	1室につき 470円 1,620円
	2,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	1室につき 470円	1室につき 620円	1室につき 520円 1,930円
学習室3、 学習室4、 学習室5	2,000円を超える3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	1室につき 570円	1室につき 730円	1室につき 620円 2,250円
及び学習室6	3,000円を超える5,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	1室につき 620円	1室につき 830円	1室につき 730円 2,560円
	5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合	1室につき 730円	1室につき 940円	1室につき 830円 2,880円
ホールスクリーン	1台	520円	520円	520円 1,570円
指揮台	1台	200円	200円	200円 620円
演台(花台を含む。)	1式	200円	200円	200円 620円
司会者台	1台	100円	100円	100円 310円
サスペンションライト	1式	410円	410円	410円 1,250円
フォローピンスポット	1台	1,040円	1,040円	1,040円 3,140円
放送設備(マイク1本付き)	1式	1,570円	1,570円	1,570円 4,710円
ワイヤレスマイク	1本	520円	520円	520円 1,570円
ビデオデッキ	1台	520円	520円	520円 1,570円

DVDプレーヤー	1台	520円	520円	520円	1,570円
カセットテープレコーダー	1台	520円	520円	520円	1,570円
CD・MDプレーヤー	1台	520円	520円	520円	1,570円
プロジェクター	1台	2,200円	2,200円	2,200円	6,600円
ピアノ	1台	3,140円	3,140円	3,140円	9,420円
展示ケース	1台			1日につき	1,040円

備考

- 1 「入場料」とは、入場料その他これに類する料金を入場の対価として徴収するものをいう。
- 2 催物の準備行為等のために多目的交流ホールを利用するとき、又は多目的交流ホール内のステージのみを利用するときの利用料金は、指定管理者の承認を得た場合に限り、規定の利用料金に100分の50を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。
- 3 物販、広告宣伝等で施設を利用する場合は、規定の利用料金に100分の30を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を加算する。
- 4 利用時間を超過して利用する場合は、次の区分に応じた額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を徴収する。
 - (1) 午前9時以前の場合 午前9時から正午までの利用料金に時間当たり100分の30を乗じて得た額
 - (2) 正午から午後1時まで（午前9時から午後5時まで又は午前9時から午後9時30分までの利用許可を受けた場合を除く。）の場合 午前9時から正午までの利用料金に100分の30を乗じて得た額
 - (3) 午後5時から午後6時まで（午前9時から午後9時30分まで又は午後1時から午後9時30分までの利用許可を受けた場合を除く。）の場合 午後1時から午後5時までの利用料金に100分の40を乗じて得た額
 - (4) 午後9時30分以降の場合 午後6時から午後9時30分までの利用料金に時間当たり100分の35を乗じて得た額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日前に教育委員会が行った許可に係る使用料等の取扱いについては、なお従前の例による。
（準備行為）
- 3 指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

令和 年 月 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

安曇野市交流学習センター条例の一部を改正する条例について

	改正後	改正前
(指定管理者による管理)		
<u>第3条 センターのうち、安曇野市豊科交流学習センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。</u>		
<u>2 指定管理者は、安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成17年安曇野市条例第20号）第4条第1項の規定によるものであつて、かつ、センターの設置の目的を効果的に達成するために必要な能力を有するものとする。</u>		
(指定管理者が行う業務)		
<u>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</u>		
(1) 安曇野市豊科交流学習センターの利用許可に関する業務		
(2) 安曇野市豊科交流学習センターの施設、設備及び備品の維持管理に関する業務		
(3) 安曇野市豊科交流学習センターの運営に関する業務のうち、市長又は教育委員会のみの権限に属する事務を除く業務		
(事業)		
<u>第5条 安曇野市立県高交流学習センターは、次に掲げる事業を行うものとする。</u>		
(1)～(6) (略)		
(開館時間及び休館日)		
<u>第6条 (略)</u>		
<u>2 指定管理者は、特に必要と認める場合において、あらかじめ教育委員会の承認を得たときは、安曇野市豊科交流学習センターの開館時間及び休館日を変更することができる。</u>		
(利用の許可)		
<u>第7条 センターの施設、設備又は備品で別表第1又は別表第2に掲げるものを利用しようとする者は、別表第1に掲げるものにあつては教育委員会、別表第2に掲げるものにあつては指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更するときも同様とする。</u>		
(利用の許可)		
<u>第5条 センターの施設、設備又は備品で別表に掲げるものを利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更するときも同様とする。</u>		

改正後	改正前
2 教育委員会又は指定管理者は、前項の許可を受けようとする者が次に掲げる行為を行おうとする者は、前項の許可を受けようとする者から次に掲げる行為を行おうとする者から次に掲げる行為を行おうとする者は、同項の許可をしないことができる。 (1)～(3) (略)	2 教育委員会は、前項の許可を受けようとする者は、前項の許可を受けようとする者は、同項の許可をしないことができる。 (1)～(3) (略)
3 教育委員会又は指定管理者は、第1項の許可をするときは、必要な条件を付することができる。	3 教育委員会は、第1項の許可をするときは、必要な条件を付することができる。
(使用料) <u>第8条 安曇野市農高交流学習センター及び安曇野市三郷交流学習センターの施設等を利用しようとする者で、前条第1項の許可を受けたものは、あらかじめ別表第1に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるとときは、使用料の全部又は一部を後納させることができる。</u>	(使用料) <u>第6条 前条第1項の許可を受けた者は、あらかじめ別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるとときは、使用料の全部又は一部を後納させることができる。</u>
(使用料の減免) <u>第9条 (略)</u>	(使用料の減免) <u>第7条 (略)</u>
(使用料の還付) <u>第10条 (略)</u>	(使用料の還付) <u>第8条 (略)</u>
(利用料金) <u>第11条 安曇野市農科交流学習センターの施設等を利用しようとする者で、第7条第1項の許可を受けたものは、あらかじめ利用料金を納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるとときは、利用料金の全部又は一部を後納させることができる。</u>	(利用料金) <u>第11条 安曇野市農科交流学習センターの施設等を利用しようとする者で、第7条第1項の許可を受けたものは、あらかじめ利用料金を納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるとときは、利用料金の全部又は一部を後納させることができる。</u>
2 前項の利用料金は、別表第2に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。利用料金を変更するときも、同様とする。	2 前項の利用料金は、別表第2に定めるものとする。利用料金を変更するときは、利用料金は、指定管理者の収入として收受せるものとする。
(利用料金の減免) <u>第12条 指定管理者は、特に必要と認めるとときは、利用料金の全部又は一部を減免することができる。</u>	(利用料金の減免) <u>第12条 指定管理者は、特に必要と認めるとときは、利用料金の全部又は一部を減免することができる。</u>
(利用料金の還付)	(利用料金の還付)

改正後	改正前
第13条 納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。	
(利用の制限)	
第14条 センターの利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。 (1) 第7条第2項各号に掲げる行為 (2) ~ (5) (略)	第9条 センターの利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。 (1) 第5条第2項各号に掲げる行為 (2) ~ (5) (略)
2 教育委員会は、センターの利用者が前項各号に掲げる行為を行い、又は行うおそれがあるときは、その利用を禁止することができます。	
3 指定管理者は、安曇野市豊科交流学習センターの利用者が第1項各号に掲げる行為を行ひ、又は行うおそれがあるときは、その利用を禁止することができます。	
(許可の取消し等)	
第15条 教育委員会は、第7条第1項の許可を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。 (1) 第7条第3項の規定により付した条件に違反したとき。 (2) (略) (3) 許可を得た目的以外に当該施設、設備又は備品を利用したとき。 (4) 使用料(安曇野市豊科交流学習センターにあっては、利用料金)を指定した日までに納付しなかつたとき。	第10条 教育委員会は、第5条第1項の許可を受けた者が次のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消すことができる。この場合において、当該者に生じた損害に對しては、市は責を負わない。 (1) 第5条第3項の規定により付した条件に違反したとき。 (2) (略) (3) 許可を得た目的以外にセンターの施設、設備又は備品を利用したとき。 (4) 使用料を指定した日までに納付しなかつたとき。
2 指定管理者は、第7条第1項の許可(別表第2に係るものに限る。)を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。 (1) 前項第1号から第3号までに該当したとき。 (2) 利用料金を指定した日までに納付しなかつたとき。	2 教育委員会は、センターの利用者が前條各号に掲げる行為を行い、又は行うおそれがあるときは、その利用を禁止することができます。 (1) 前項第1号から第3号までに該当したとき。 (2) 利用料金を指定した日までに納付しなかつたとき。
(免責)	
第16条 第14条第2項若しくは第3項の規定により利用を禁止した場合又は前条の規定により許可を取り消した場合に生じた損害に對しては、市及び指定管理者は責を負わない。	
(費用負担)	

改正後	改正前
第17条 安曇野市農科交流学習センターの管理等に要する費用は、指定管理者の負担とする。ただし、当該施設の大規模な改修、修繕及び備品の整備、補充等に要する費用は含まれないものとする。	
(原状回復)	
第18条 センターの利用者は、利用を終了したとき、又は第14条第2項若しくは第3項の規定により利用を禁止されたとき、若しくは第15条の規定により第7条第1項の許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に復さなければならない。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。	
(原状回復)	
第19条 (略)	
(損害賠償)	
第20条 (略)	
(委任)	
別表第1 (第7条、第8条関係)	
1 安曇野市農科交流学習センター	
(略)	
(原状回復)	
第11条 センターの利用者は、利用を終了したとき、又は前条第1項の規定により第5条第1項の許可を取り消されたとき、若しくは同条第2項の規定により利用を禁止されたときは、直ちに施設等を原状に復さなければならない。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。	
(損害賠償)	
第12条 (略)	
(委任)	
第13条 (略)	
改正前	
別表 (第6条関係)	
1 安曇野市農科交流学習センター	
(略)	

2 安曇野市豊科交流学習センター

		使用料			
区分		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 9 時 30 分まで
入場料を徴収しないで利用する場合		3,240 円	5,130 円	5,650 円	13,300 円
2,000 円以下の入場料を徴収して利用する場合		3,870 円	6,070 円	6,700 円	15,920 円
2,000 円を超える3,000 円以下の入場料を徴収して利用する場合	多目的交流本 流センター	4,500 円	7,120 円	7,850 円	18,540 円
3,000 円を超える5,000 円以下の入場料を徴収して利用する場合					
5,000 円を超える入場料を徴収する		5,760 円	9,210 円	10,160 円	23,880 円

	<u>て利用する場合</u>			
<u>多目交 流本 一 （展 示と て利 用す る場 合に 限 る。）</u>	<u>入場料を徴収し ないで利用する 場合</u>	<u>2,000円以下入 場料を徴収して 利用する場合</u>	<u>2,000円以上入 場料を徴収して 利用する場合</u>	<u>1日につき 4,810円</u>
				<u>1日につき 5,760円</u>
				<u>1日につき 6,700円</u>
				<u>1日につき 7,640円</u>
				<u>1日につき 8,590円</u>
<u>学習 室1</u>	<u>入場料を徴収し ないで利用する 場合</u>	<u>2,000円以下入 場料を徴収して 利用する場合</u>	<u>2,000円以上入 場料を徴収して 利用する場合</u>	<u>3,240円</u>
				<u>940円</u>
				<u>1,040円</u>
				<u>1,250円</u>
				<u>1,040円</u>
				<u>3,870円</u>

<u>2,000円を超え</u>				
<u>3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合</u>	<u>1,150円</u>	<u>1,460円</u>	<u>1,250円</u>	<u>4,500円</u>
<u>5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合</u>	<u>1,460円</u>	<u>1,880円</u>	<u>1,670円</u>	<u>5,760円</u>
<u>入場料を徴収しないで利用する場合</u>				
<u>学習室2、3、4、5及び6</u>	<u>1室につき410円</u>	<u>1室につき520円</u>	<u>1室につき470円</u>	<u>1室につき620円</u>
<u>学習室3、4、5及び6</u>	<u>1室につき470円</u>	<u>1室につき620円</u>	<u>1室につき520円</u>	<u>1室につき930円</u>
<u>3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合</u>	<u>1室につき570円</u>	<u>1室につき730円</u>	<u>1室につき620円</u>	<u>2,250円</u>
<u>3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合</u>	<u>1室につき620円</u>	<u>1室につき830円</u>	<u>1室につき730円</u>	<u>2,560円</u>

				四
<u>5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合</u>	<u>1室につき</u>	<u>1室につき</u>	<u>1室につき</u>	<u>1室につき</u>
		<u>730円</u>	<u>940円</u>	<u>830円</u>
<u>ホーラスクリーン</u>	<u>1台</u>	<u>520円</u>	<u>520円</u>	<u>520円</u>
<u>指揮台</u>	<u>1台</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>
<u>演台(花台を含む。)</u>	<u>1式</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>
<u>司会者台</u>	<u>1台</u>	<u>100円</u>	<u>100円</u>	<u>100円</u>
<u>サスペンションラン</u> <u>イ上</u>	<u>1式</u>	<u>410円</u>	<u>410円</u>	<u>410円</u>
<u>フオロービンスボ</u> <u>ツト</u>	<u>1台</u>	<u>1,040円</u>	<u>1,040円</u>	<u>1,040円</u>
<u>放送設備(マイク1本付き)</u>	<u>1式</u>	<u>1,570円</u>	<u>1,570円</u>	<u>1,570円</u>
<u>ワイヤレスマイク</u>	<u>1本</u>	<u>520円</u>	<u>520円</u>	<u>520円</u>
<u>ビデオデッキ</u>	<u>1台</u>	<u>520円</u>	<u>520円</u>	<u>520円</u>

<u>DVDプレーヤー</u>	1 台	520 円	520 円	520 円	520 円	1,570 円
<u>カセットテープレ コーダー</u>	1 台	520 円	520 円	520 円	520 円	1,570 円
<u>CD・MDプレーヤ ー</u>	1 台	520 円	520 円	520 円	520 円	1,570 円
<u>プロジェクター</u>	1 台	2,200 円	2,200 円	2,200 円	2,200 円	6,600 円
<u>ピアノ</u>	1 台	3,140 円	3,140 円	3,140 円	3,140 円	9,420 円
<u>展示ケース</u>	1 台					1 日につき 1,040 円

備考

- 1 「入場料」とは、入場料その他のこれに類する料金を入場の対価として徴収するものをいう。
- 2 催物の準備行為等のために多目的交流ホールを利用するととき、又は多目的交流ホール内のステージのみを利用するときの使用料は、教育委員会の承認を得た場合に限り、規定の使用料に 100 分の 50 を乗じて得た額（10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。
- 3 物販、広告宣伝等で施設を利用する場合は、規定の使用料に 100 分の 30 を乗じて得た額（10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を加算する。
- 4 利用時間を超過して利用する場合は、次の区分に応じた額（10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を徴収する。

(1) 午前 9 時以前の場合 午前 9 時から正午までの使用料に時
間当たり 100 分の 30 を乗じて得た額

(2) 正午から午後 1 時まで (午前 9 時から午後 5 時まで又は
午前 9 時から午後 9 時 30 分までの利用許可を受けた場合を除
く。) の場合 午前 9 時から正午までの使用料に 100 分の 30 を乗
じて得た額

(3) 午後 5 時から午後 6 時まで (午前 9 時から午後 9 時 30 分ま
で又は午後 1 時から午後 9 時 30 分までの利用許可を受けた場合
を除く。) の場合 午後 1 時から午後 5 時までの使用料に 100 分
の 40 を乗じて得た額

(4) 午後 9 時 30 分以降の場合 午後 6 時から午後 9 時 30 分ま
での使用料に時間当たり 100 分の 35 を乗じて得た額

3 安曇野市三郷交流学習センター
(略)

別表第 2 (第 7 条、第 11 条、第 15 条関係)
安曇野市豊科交流学習センター

区分	利用料金			
	午前 9 時 から まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時 30 分 まで	午前 9 時から 午後 9 時 30 分 まで
多目的交 通	入場料を徴収 しないで利用	3,240 円	5,130 円	5,650 円
				13,300 円

<u>流</u> <u>本</u> <u>一ル</u>	<u>する場合</u>			
	<u>2,000円以下の入場料を徴収して利用する場合</u>	<u>3,870円</u>	<u>6,070円</u>	<u>6,700円</u>
	<u>2,000円を超える3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合</u>	<u>4,500円</u>	<u>7,120円</u>	<u>7,850円</u>
	<u>3,000円を超える5,000円以下の入場料を徴収して利用する場合</u>	<u>5,130円</u>	<u>8,170円</u>	<u>9,000円</u>
	<u>5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合</u>	<u>5,760円</u>	<u>9,210円</u>	<u>10,160円</u>
<u>多</u> <u>目</u> <u>的</u> <u>流</u> <u>一ル</u>	<u>入場料を徴収しないで利用する場合</u>			<u>1日につき 4,810円</u>
	<u>2,000円以下の</u>			<u>1日につき 5,760円</u>

<p>(展示とし て利 用す る場 合に 限 る。)</p>	<p><u>入場料を徴収して利用する場合</u></p>			
	<p><u>2,000円を超える入場料を徴収して利用する場合</u></p>	<u>1日につき 6,700円</u>		
	<p><u>3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合</u></p>			
	<p><u>3,000円を超える5,000円以下の入場料を徴収して利用する場合</u></p>	<u>1日につき 7,640円</u>		
	<p><u>5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合</u></p>	<u>1日につき 8,590円</u>		
<p>学 習 室1</p>	<p><u>入場料を徴収しないで利用する場合</u></p>	<u>830円</u>	<u>1,040円</u>	<u>3,240円</u>
	<p><u>2,000円以下の入場料を徴収して利用する場合</u></p>	<u>940円</u>	<u>1,250円</u>	<u>3,870円</u>

<u>2,000円を超える</u>	<u>3,000円以下の</u>	<u>1,150円</u>	<u>1,460円</u>	<u>1,250円</u>	<u>4,500円</u>
<u>入場料を徴収して利用する場合</u>					
<u>5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合</u>		<u>1,460円</u>	<u>1,880円</u>	<u>1,670円</u>	<u>5,760円</u>
<u>入場料を徴収しないで利用する場合</u>					
<u>学習室2、学習室3、学習室4、学習室5及び学習室6</u>	<u>2,000円以下の入場料を徴収して利用する場合</u>	<u>410円</u>	<u>520円</u>	<u>470円</u>	<u>1,620円</u>
	<u>3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合</u>	<u>470円</u>	<u>620円</u>	<u>520円</u>	<u>1,930円</u>
	<u>2,000円を超える入場料を徴収して利用する場合</u>	<u>570円</u>	<u>730円</u>	<u>620円</u>	<u>2,250円</u>
	<u>3,000円を超える5,000円以下の入場料を徴収して利用する場合</u>	<u>1,150円</u>	<u>1,460円</u>	<u>1,250円</u>	<u>4,500円</u>

<u>入場料を徴収して利用する場合</u>	<u>620円</u>	<u>830円</u>	<u>730円</u>	<u>2,560円</u>
<u>5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合</u>	<u>1室につき</u>	<u>1室につき</u>	<u>1室につき</u>	<u>1室につき</u>
	<u>730円</u>	<u>940円</u>	<u>830円</u>	<u>2,880円</u>
<u>ホールスクリーン</u>	<u>1台</u>	<u>520円</u>	<u>520円</u>	<u>1,570円</u>
<u>指揮台</u>	<u>1台</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>620円</u>
<u>舞台(花台を含む。)</u>	<u>1式</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>620円</u>
<u>司会者台</u>	<u>1台</u>	<u>100円</u>	<u>100円</u>	<u>310円</u>
<u>サスペンションライト</u>	<u>1式</u>	<u>410円</u>	<u>410円</u>	<u>1,250円</u>
<u>フォロービンスボック</u>	<u>1台</u>	<u>1,040円</u>	<u>1,040円</u>	<u>3,140円</u>
<u>放送設備(マク1本付き)</u>	<u>1式</u>	<u>1,570円</u>	<u>1,570円</u>	<u>4,710円</u>
<u>ワイヤレスマイク</u>	<u>1本</u>	<u>520円</u>	<u>520円</u>	<u>1,570円</u>

<u>ビデオデッキ</u>	1台	520円	520円	520円	1,570円
<u>DVDプレーヤー</u>	1台	520円	520円	520円	1,570円
<u>カセットテープレコーダー</u>	1台	520円	520円	520円	1,570円
<u>C.D・M.Dプレーヤー</u>	1台	520円	520円	520円	1,570円
<u>プロジェクター</u>	1台	2,200円	2,200円	2,200円	6,600円
<u>ピアノ</u>	1台	3,140円	3,140円	3,140円	9,420円
<u>展示ケース</u>	1台			1日につき	1,040円

備考

- 1 「入场料」とは、入场料その他これに類する料金を入场の対価として徴収するものをいう。
- 2 催物の準備行為等のために多目的交流ホールを利用するととき、又は多目的交流ホール内のステージのみを利用するとときの利用料金は、指定管理者の承認を得た場合に限り、規定の利用料金に100分の50を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)とする。
- 3 物販、広告宣伝等で施設を利用する場合は、規定の利用料金に100分の30を乗じて得た額(10円未満の端数があるとき

は、その端数金額を切り捨てる。) を加算する。

4 利用時間を超過して利用する場合は、次の区分に応じた額

(10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。) を徴収する。

(1) 午前 9 時以前の場合 午前 9 時から正午までの利用料金に時間当たり 100 分の 30 を乗じて得た額

(2) 正午から午後 1 時まで(午前 9 時から午後 5 時まで又は午前 9 時から午後 9 時 30 分までの利用許可を受けた場合を除く。) の場合 午前 9 時から正午までの利用料金に 100 分の 30 を乗じて得た額

(3) 午後 5 時から午後 6 時まで(午前 9 時から午後 9 時 30 分まで又は午後 1 時から午後 9 時 30 分までの利用許可を受けた場合を除く。) の場合 午後 1 時から午後 5 時までの利用料金に 100 分の 40 を乗じて得た額

(4) 午後 9 時 30 分以降の場合 午後 6 時から午後 9 時 30 分までの利用料金に時間当たり 100 分の 35 を乗じて得た額

議案第5号	教育部 各課
令和2年5月27日提出	

タイトル	共催・後援依頼について
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議
要旨	文化課 共催 1件 (詳細 別紙)

○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】

(定義)

第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。

(審査基準)

第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学校又は学校の連合体

2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。

- (1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。
- (2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。
- (3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。
- (4) 参加者等の収容予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。
- (5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。
- (6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。

(教育長の専決範囲)

第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1項に規定する行事
- (2) 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）

教育部 文化課 共催・後援台帳(令和2年度 5月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R1 H 30	H 29	所管課意見
1	R2.5.17	文化	第70回長野県図書館大会	長野県図書館大会企画運営委員会	長野県教育委員会 長野県図書館協会	共催	県内全域を対象に広く募るため	5月15日	令和2年10月17日 (土)	安曇野市豊科公民館 及び安曇野市立豊科北中学校	【午前】基調講演(予定)【午後】分科会(1~12分科会予定) 参加者:公民館図書室・高等学校・中学校・小学校・短大等附属図書館・保健会・病院・図書館・幼稚園・保育園・その他図書施設に勤務する者など どなたでも 図書館があらゆる館種を超えてつながり、地域社会と共に切り、共に明日を創る図書館を目指す。	【午前】基調講演(予定)【午後】分科会(1~12分科会予定) 参加者:公民館図書室・高等学校・中学校・小学校・短大等附属図書館・保健会・病院・図書館・幼稚園・保育園・その他図書施設に勤務する者など どなたでも 図書館があらゆる館種を超えてつながり、地域社会と共に切り、共に明日を創る図書館を目指す。	-	-	基準第1条第2項により可

【教育委員会定例会提出資料】

報告第1号	教育部 学校教育課
令和2年5月27日提出	(課長) 沖 雅彦 (室長) 赤羽 文恵

タイトル	令和2年度安曇野市中学生議会の代替案の実施について
決定を要する事項の内容	令和2年度安曇野市中学生議会の代替案の実施
要旨	新型コロナウイルスの影響による学校の長期休業により中学生議会の開催は準備段階から困難な状況のため、本年度は代替案として各校ごとに市政学習講座(仮称)を実施することにしたい。
説明	<p>1 現状</p> <p>新型コロナウイルスの影響による学校の長期休業により生徒の学習機会を確保する必要があり、このため本年度の中学生議会のオリエンテーションや事前の学習会などの準備は困難な状況である。</p> <p>しかしながら、主権者教育の観点から中学生議会とそれに伴う活動は重要であるため、本年度は代替の取り組みとして、各校ごとに市政学習講座を実施したい。(資料1参照)</p> <p>2 代替案の要点</p> <p>(1) 各校ごとの市政学習講座</p> <p>対象：2学年生</p> <p>授業者：学校教育課教育指導員、学年集会 60分</p> <p>授業内容：学校ごとに選択した市政課題(資料2参照) 各自意見・感想の記入(400字程度)</p> <p>※授業の組立、内容については、テーマの所管部局と事前に調整する。</p> <p>(2) 学習懇談会</p> <p>実施時期：2学期後半～3学期</p> <p>場所：市役所議場(予定)</p> <p>懇談内容：各校代表3名が学習発表・懇談 90分</p> <p>招待者：例年の中学生議会と同じ</p> <p>(3) 全校報告会</p> <p>各校にて全校・学年報告会で報告し、まとめとする。</p>

令和 2 年 5 月 12 日

学校教育課

<令和 2 年度安曇野市中学生議会代替案>

市政学習講座「私たちが拓く安曇野市」の実施と市政懇談会について

○代替案実施の理由

- ①例年 4 月から 7 月までかけて各校ごと放課後に行っていた学習会を行う時間がない。
- ②中学生議員（代表）を集めたオリエンテーション、学習会の開催が感染拡大防止から開催できない。
- ③夏休みに多くの時間をかけて作成していた体験型の学習と「提案型質問書」づくりの時間が、教科補充授業の関係で確保が難しい。
- ④学校の限られた時間を利用させていただき、本年度は特例として効率的に市の主権者教育を進める。

1 市政学習講座「私たちが拓く安曇野市」ねらい（中学生議会と同じ）

～主権者教育を市政学習講座「私たちが拓く安曇野市」及び発表活動を通じて進める～

《世の中の流れ》

- ・人口減少、少子高齢化等
- ・地方分権の進展
- ・市民の生活やニーズの多様化
- ・満 18 歳以上に選挙権

《求められていること》

- ・市民と行政の協働のまちづくり
- ・主権者としての自覚を子どもたちに。

《取り組むこと》

中学生の目線による斬新な発想やアイディアを活かそうと、市政学習講座を中学生議会に代えて各校で開催、代表を集めて、発表会及び懇談を行う。

2 中学生議会代替事業と推進日程の変更

昨年度の「中学生議会」の推進状況

支援者 教員 教育指導員 担当部局職員

代替

本年度代替「市政学習講座」の推進予定

◎各校ごとの「市政学習講座」を受けて、発表会及び懇談会を行う

市政講座「私たちが拓く安曇野市」2 学年

- ① 2 学期中に市政講座「私たちが拓く安曇野市」を開催する。（授業者：教育指導員 1 時間）（学年集会として設定していただくよう 1 学期からお願いをしておく）
学校ごとに選択した市の課題に沿って授業。（中学生議会に使う予定の課題を使用）
*各自意見（感想文）を記入する 400 字程度

「私たちが拓く安曇野市」学習懇談会

- ② 市政講座が終了する 2 学期後半から 3 学期にかけて各校代表 3 名による、学習発表および懇談を 90 分程度で開催する。
各校発表 7 分 × 7 校 + 懇談 45 分 土日
(招待者は中学生議会に同じとする)
- ③ 全校集会又は学年集会で報告会を開催してもらい、まとめとする。
(15~20 分程度)

① 4 月下旬～7 月下旬

- 「選択した市の課題」の現状と課題についての基礎学習
- 上記の基礎学習をもとにした意識調査づくりと意識調査の実施（2 学年、保護者）

放課後各校 4 ~ 5 回

② 夏休み中～9 月上旬

- 「提言型質問書」づくり
- 当事者・関係者との対話や体験活動による「提言型質問書」の修正・推敲（リサーチタイム）

夏休み中半日ずつ各校 4 ~ 5 回

支援者 教員 教育指導員

③ 9 月中旬～11 月中学生議会当日

- 質問書清書（発表原稿づくり）
- リハーサル

休日半日 10 月下旬

○中学生議会当日

休日半日 11 月上旬

④ 11 月中旬以降

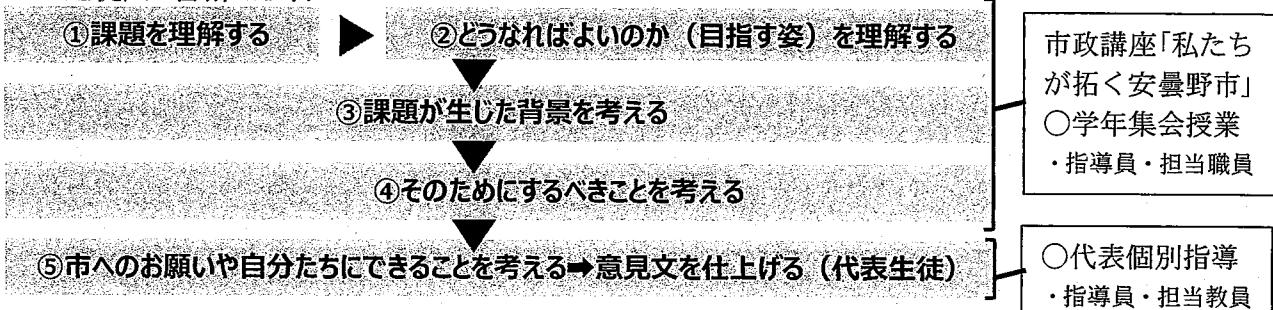
12 月～1 月 各校集会

- 中学生議会報告（各中学校全校又は学年）

3 参加者及び活動内容

(1) 参加生徒

- ・市政講座「私たちが拓く安曇野市」出席生徒…各校2学年全員、感想意見400字
- ・学習発表懇談会出席生徒…各中学校より代表3名(中学生議員として選ばれる予定の生徒)、合計21名



※発表数は各校3本。

(2) 市関係者

- ① 事務局職員 学校教育課 教育指導室(6名)
 - ・推進計画及びタイムスケジュール調整。
 - ・学校担当を決め、課題別担当職員と連携をとり市政講座を進めていく。
 - ・意見文作成の依頼、集約。
 - ② 課題「中学生に考えてほしいこと」の候補(令和元年度課題候補で選択されなかつた課題候補の中から選ぶ。担当部局が偏らないようにし、中学生に興味がわきにくい課題候補も見地を広めるため課題候補としていきたい)…別紙
 - ③ 部局担当職員
 - ・各中学校が学習する課題が決まった7つについて関係する職員を担当部局から選出いただく。
 - ・市政講座「私たちが拓く安曇野市」の授業について、教育指導員との打ち合わせ、生徒の追究に対し視点等を助言をしていただく。必要に応じて授業に参加する。
 - ④ 議会事務局
 - ・今回は、議会ではないので参加なし。
 - ⑤ 市長、副市長、教育長、関係部局長等
 - ・意見文の発表会に出席、懇談に参加いただく。
- (3) 学校・・・通常登校開始後2週間後までに決定(メールで回答)・・別途連絡あり
- ・担当職員1名(2学年)・教育指導員、課題別担当職員と自校の生徒を支援する。
 - ・市政講座「私たちが拓く安曇野市」日程調整。
 - ・意見文の支援・回収、代表生徒の意見文作成・発表支援

令和2年度 主権者教育事業

課題「中学生に考えてほしいこと」一覧表

	課題(要旨)	担当部局	所管課	担当校 (決定)
①	持続可能なまちの実現に向けた自主財源の確保の工夫	財政部	財政4課	
②	家庭や地域でできる生ごみ減量の取り組みの工夫	市民生活部	廃棄物 対策課	
③	障がい(障がい者)への理解を深める交流活動の工夫とそれへの参加の関心を高める工夫	福祉部	福祉課	
④	生活習慣病予防への関心を高めるための住民個々や、地域ぐるみでの取り組みの工夫	保健医療部	健康推進課	
⑤	里山に関心をもつための活動や、里山の手入れで切り出された木の利用の工夫	農林部	耕地林務課	
⑥	人材育成のために、中・高校生が市内の企業や「ものづくり」に関心を高める工夫	商工観光部	商工労政課	
⑦	人口減少に伴う水道の料金収入を補う水道水の活用の工夫	上下水道部	上水道課	
⑧	健康で安全な登下校につながる取り組みの工夫	教育部	学校教育課	
⑨	若い世代や女性の議会への参加につながる取り組みの工夫		議会事務局	

2学第676号
令和2年5月18日

中学校長様

安曇野市教育委員会事務局
学校教育課長

市政学習講座「私たちが拓く安曇野市」と学習発表会・市政懇談会について

例年安曇野市では、「中学生議会」を開催し市としての主権者教育を進めております。本年度も開催を予定していましたが、本年度は新型コロナウィルスの感染拡大防止の対応や授業時間の確保等の関係から、中学生議会の開催を中止することといたしました。

また、中学生議会の代替事業として、各中学校ごとの市政学習講座「私たちが拓く安曇野市」及びその講座で学習したことの発表会及び市政に関する懇談会を開催することといたしましたのでお知らせします。代替事業の概要は以下のとおりです。

生徒代表・担当教員、希望課題順位の提出についてご協力ください。

記

1 市政学習講座「私たちが拓く安曇野市」の概要

- ① 開催時期 2学期中の集会活動が可能になった時に1時間(50分)程度の集会活動
 - (1学期の終了時あたりで、希望日時を伺います。以後の予定立案に加えておいてください)
- ② 参加生徒 2学年生徒及び2学年職員
- ③ 会場 学年集会が可能で、画像や映像を全員で見ることが可能な場所をお借りします。
- ④ 内容 あらかじめ中学校ごとで選択した<市の課題>について、教育指導員から説明や生徒との簡単な意見交換など30分程度の講座を行う。残りの15分程度で、自分の考えを用紙にまとめる(400字程度)。(終了しなければ翌日提出とさせてください。お手数ですが回収をお願いいたします)
- ⑤ 準備用具 プロジェクター、スクリーン、できれば‘生徒は椅子に着座’があります。
 - ・使用資料等は、予めお送りし、生徒・学年職員分は印刷して持参します。

2 「私たちが拓く安曇野市」学習発表会及び市政懇談会の概要

- ① 開催時期 各校の「私たちが拓く安曇野市」講座が終了する2学期～3学期にかけての土日および祝日の2時間程度(期日は調整させていただきます)
- ② 参加者 各校生徒代表3名 計21名 担当教員各校1名 計7名
 - ・市理事者 教育長および教育委員会事務局 課題の担当部局関係者
 - ・招待者(市議会議員、教育委員、校長等検討中) 一般市民
- ③ 会場 市役所4階大会議室又は3階市議会議場
- ④ 内容 活動I 学習発表「課題解決への私たちの考え方」1校7分×7校
 - 活動II 自由討論 40分程度 (司会:教育指導員)
 - テーマ「未来を担う私たちにできること」(仮題:検討中)
 - テーマ「安曇野市の未来への期待と私のかかわり方」(仮題:検討中) 等
- ⑤ その他 市役所までの移動については、中学生議会同様保護者に依頼予定

3 各中学校にお願いしたいこと

① 代表生徒の選出について

- ・市政学習発表会・市政懇談会に出席いただく生徒3名を選出ください。別紙名簿に入力ください。

② 担当教員の選出について

- ・学校の窓口になつていただく方1名（代理者数名）を選出ください。別紙名簿に入力ください。

③ 担当課題希望順位の提出について

- ・別紙に掲載された9つの課題について、1位から9位まで順位付けをして別紙に入力し、回答ください。

- ・教育指導室で調整させていただき、各校の担当課題を決定しお知らせします。

【提出方法】

- ・①～③の名簿および回答の提出期限：6月4日(木)
- ・市教育委員会学校教育課の下記アドレスまでメールにて提出

安曇野市教育委員会教育部学校教育課

学校教育課長：沖 雅彦

担当 : 清澤 栄三

Email : gakkoukyouiku@city.azumino.nagano.jp

電話 : 学校教育課教育指導室 0263-71-2461

内線 3344

報告第2号	教育部 学校教育課
令和2年5月27日提出	(課長) 沖 雅彦 (担当係長) 中村 正勝

タイトル	安曇野市小・中学校空調設備運用指針について
決定を要する事項の内容	運用指針の報告
要旨	<p>市では、学習への快適な環境を整え、児童・生徒が意欲を持つて学べる条件整備と、近年の平均気温の上昇による夏季の熱中症予防など児童・生徒の健康面への配慮のため普通教室に空調設備（エアコン）の設置を進めている。</p> <p>エアコンについて、適切かつ有効に使用するとともに、児童・生徒及び教職員それぞれが、省エネ・地球環境への配慮等に対する意識をより一層高め、創意工夫した取り組みを推進されるよう、本指針を定めた。</p>
説明	<p>1 指針の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) エアコンの使用について <ul style="list-style-type: none"> ・エアコンの利用期間について ・エアコン（冷房）の利用時間について ・エアコン（冷房）の温度設定について ・換気について ・窓側の遮光カーテンの活用について ・扇風機の活用について 2) エアコンの操作について 3) エアコンの円滑な利用について 4) エアコンのメンテナンスについて 5) エアコンの各種設定について 6) 温湿度データーの自動記録装置について <p>※参照：安曇野市小・中学校空調設備運用指針</p>

安曇野市小・中学校空調設備運用指針

安曇野市教育委員会事務局
教育部学校教育課

令和2年5月

目次

1 はじめに	頁数
(1) 本指針について ······	2
(2) 環境負荷低減及び児童・生徒の健康への配慮について ······	2
2 エアコンの使用について	
(1) エアコンの利用期間について ······	3
(2) エアコン（冷房）の利用時間について ······	3
(3) エアコン（冷房）の温度設定について ······	3
(4) 換気について ······	4
(5) 窓側の遮光カーテンの活用について ······	4
(6) 扇風機の活用について ······	4
3 エアコンの操作について	
(1) エアコンの使用前 ······	5
(2) エアコンの使用時 ······	5
(3) エアコンの運転終了の確認 ······	6
4 エアコンの円滑な利用について ······	6
5 エアコンのメンテナンスについて ······	7
6 エアコンの各種設定について ······	8
7 溫湿度データーの自動記録装置について ······	8

1 はじめに

(1) 本指針について

学習への快適な環境を整え、児童・生徒が意欲を持って学べる条件整備と、近年の平均気温の上昇による夏季の熱中症予防など児童・生徒の健康面への配慮のため普通教室に空調設備（エアコン）を導入することになりました。

そこで、今回導入されるエアコンについて、適切かつ有効に使用していただくとともに、児童・生徒及び教職員それぞれが、省エネ・地球環境への配慮等に対する意識をより一層高め、創意工夫した取り組みを推進されるよう、本指針を定めました。

(2) 環境負荷低減及び児童・生徒の健康への配慮について

エアコンを導入することは、学習への快適な環境を提供する一方で、室外機等の排熱によるヒートアイランド現象や温室効果ガス（二酸化炭素等）の排出量が増えるなど環境に負荷を与えててしまうという側面を持っています。

本市では、望ましい環境のあり方や環境施策の基本的な方向性などを示すことを目的に、平成30年3月に「第2次安曇野市環境基本計画」を策定しました。また、地球温暖化対策を推進するため、市自らが大規模な消費者・事業者であることを踏まえ、「第2次安曇野市地球温暖化防止実行計画」に基づき、環境省が策定したガイドライン「エコアクション21」を導入し、運用しています。

教育委員会としても市と一体となってエコアクション21により二酸化炭素の排出抑制に取り組んでいるところです。

また、エアコンは、その使用方法によっては、児童・生徒の健康に悪影響を及ぼすことも考えられます。

本指針を基に、各学校により一層の環境に対する理解を深めてもらいたいながら、環境にやさしいエアコン使用を学校体制として進めていただきたいと思います。

2 エアコンの使用について

(1) エアコンの利用期間について

「エアコンの利用期間は、夏季のみで冬季は使用しません。」

児童・生徒の体調ならびに教室内の温度を考慮して、安易な利用を避けて、光熱水費の削減にご協力願います。5月下旬でも気温が高くなることもあります、窓を開放し、既設の天井扇を活用することで涼感は得られます。

【参考】

学校環境衛生基準（文部科学省）では、教室内の温度は夏季では28℃以下であることが望ましいとされています。

※エアコン操作パネルの温度を空調稼働の目安にしてください。

(2) エアコン（冷房）の利用時間について

「エアコンの稼働時間は、9時30分から15時30分までを基本とします。」

令和2年度においては、機械の一斉稼働を避けるため3階など室温が上がりやすい教室については時差運転を次のとおり試行します。

・9時00分から15時30分まで

夏季休業期間中の児童・生徒への特別授業等及び保護者懇談会や進路指導等の場合はこの限りではありませんが、教員が一人で教室内において事務等を行う場合、使用をご遠慮ください。

(3) エアコン（冷房）の温度設定について

「エアコンの設定温度は28℃とします。」

設定温度の下げ過ぎは、体調を崩してしまう原因となり、エネルギーの無駄使いにもなります。ただし、教室毎に環境が異なるため、23℃から28℃の間で一時的に変更できます。（変更した場合は、30分経過後に28℃に自動的にもどります）

(4) 換気について

「教室内の環境保全のため、定期的に窓を開けるなど十分な換気に努めてください。」

エアコンは通常、空気を循環しているのみで、換気機能はありませんので、感染症対策の観点から定期的に換気を行ってください。

清掃時間中にはエアコンの電源を一旦切って、窓を開けて掃除してください。
稼働したまま掃除されると、空調設備のフィルターにほこりが詰り室内機が故障する恐れがあります。

また、チョークのほこりが浮遊する場合も窓を開けて換気に努めてください。

(5) 窓側の遮光カーテンの活用について

「エアコン稼働中は、必ず遮光カーテンを使用してエネルギーの節約に努めてください。」

教室内は窓側と廊下側の席では温度が異なります。遮光カーテンを閉めることで、外気熱を遮断し、効率よく教室内を冷やすことができ、エネルギーの節減につながります。

なお、冬期間のFF式ファンヒーター使用時には、FF式ファンヒーターの温風吹き出し口に遮光カーテンが干渉する場合は、遮光カーテンは使用しないでください。

(6) 扇風機の活用について

「エアコン使用時には、必ず扇風機を併用してください。」

既設の天井扇を併用することで冷気を教室内全体に効率よく循環させ、体感温度を下げ、涼感を得られると同時に空調効率が上がりエネルギーの節減につながります。

3 エアコンの操作について

「エアコン操作は、必ず教職員が行ってください。」

全ての空調設備については、集中制御方式ではなく個別制御方式になります。
各教室に固定式のリモコンを設置しますので、温度設定を守り電源の「入」「切」
を行ってください。

(1) エアコンの使用前

「夏季は、使用前に教室内の空気（熱気）の入れ替えを行ってください。」

エアコンが電気を最も消費するのは、機械を立ち上げた時になります、熱帯夜などが続くと教室内の室温は朝から 40℃近くになることがあります。庁務員等により早朝から教室の窓を開放し、空気の入れ替えをすることにより、空調設備の初期稼働時の負荷軽減に努めてください。

(2) エアコンの使用時

「児童・生徒の体調等に合わせた運転を行ってください。」

「窓際の席は、室温以上に温度が上昇していることを把握し、遮光カーテン及び天井扇により教室内の温度の均一化に取り組んでください。」

外気温や室内の温度を考慮し、児童・生徒の体調等に合わせ教職員が各教室の操作パネルで運転管理を行ってください。(温度・風量・風向調節・運転停止・再開等)

特に、夏季における西日の照り付けが強い最上階の教室については、柔軟な運用を心がけてください。室温上昇の原因のほとんどが、窓からの太陽の熱になりますので、窓際と通路側の席では温度差があることを把握してください。

(3) エアコンの運転終了の確認

「個別で制御する方式のため切り忘れの無いようにしてください。」

「消し忘れ防止タイマーにより午後4時になると自動で電源が切れます。」

退勤時は全設置場所において、切り忘れないか確認をしてください。

タイマー制御で午後4時になると自動で電源が切れますが、再稼働した場合はそのまま運転しますので、後述する空調設備管理責任者等により管理をお願いします。

4 エアコンの円滑な利用について

公共施設に設置された空調設備類は、使用頻度が高く、通常の場合より短命になってしまいます。

設置された空調設備（室内機、室外機、配管等）は、高価なものであり、大切に使うように心がけてください。児童・生徒にもその旨を十分周知してください。

機器を大切に使うことは資源やエネルギーの節約にもつながります。

通常の使用による経年劣化等の故障以外で、破損した場合は、学校予算にて修理費を負担いただく場合があります。

貴重な市民の税金で設置したエアコンですので、児童・生徒にもその旨を十分に周知させてください。

5 エアコンのメンテナンスについて

「学校毎に空調設備管理責任者を定めて、年4回の簡易点検と少なくとも2回のエアコンフィルターの清掃をしてください。」

エアコンは年4回簡易点検が義務付けられています。また、5月と8月の簡易点検時にはエアコンの室内機のフィルターを必ず清掃してください。

学校施設におけるエアコンの簡易点検実施時期は、原則として、5月・8月・11月・2月の3か月に1回とし、点検結果を記録してください。

- ・ 5月（冷房シーズン前） フィルター清掃
- ・ 8月（冷房シーズン中） フィルター清掃
- ・ 11月
- ・ 2月

フィルターの目詰りがあると空調効率が悪くなります。定期的に清掃をすることで、効率が良くなり、教室内の温度管理がしやすくなります。これによりエネルギーの節約につながりますので、定期的なフィルターの清掃を教職員及び学校庁務員によりお願いします。なお、エアコンにはフィルター清掃のため昇降機を設置してあります。

エネルギー効率が下がらないように、室外機の周辺には物を置かないようにしてください。室外機の周辺に物を置くと、室内の熱を交換した熱風が再び室外機に取り入れられ、極端に熱効率が低下するとともに、故障の原因にもなりますので注意してください。

6 エアコンの各種設定について

エアコンのリモコン設定については、全校同一の設定とします。
なお、運転状況、光熱水費及び学校の意見などを参考に設定を変更する場合があります。

1 設定温度範囲制限機能

- ・冷房 ⇒ 23℃から 28℃
- ・暖房 ⇒ 18℃から 23℃

※省エネルギーを考慮し、上記設定温度以外には設定できません。

2 設定温度自動リターン機能

設定温度を変更した場合、30分後には自動的に、冷房時には 28℃、暖房時は 18℃設定に戻る設定になっています。

3 消し忘れ防止タイマー機能

午後 4 時になると自動で電源が切れます。

授業終了後には、担任が戸締り時に、目視でエアコンの停止を確認してください。

なお、掃除の時間は、換気とホコリによる機械の故障防止のため、エアコンを手動で、一旦停止してください。

7 溫湿度データーの自動記録装置について

教室内の温度、湿度及びWBGTを自動で計測し記録する機械を設置します、今後の空調の運用に活用します。

3か月に1回の定期検査時に、コンセントが抜けているなど自動記録装置が停止していないことを確認してください。

【参考】

WBGTとは、熱中症を予防することを目的とした指数（暑さ指数）です。
暑さ指数が 28℃（厳重警戒）を超えると熱中症患者発生率が著しく増加します。

概要版

安曇野市小・中学校空調設備運用指針

エアコン(冷房運転)の使用ガイドライン

- ① エアコンの利用期間は夏季のみとします。
- ② エアコン設定温度は28°Cとします。
- ③ エアコンの利用時間は、9時30分から15時30分までを基本とします。

9:30
▼
12:00
▼
15:30
▼
16:00



天井の扇風機と遮熱カーテンを併用(エアコン稼働前後及び稼働中)

主な注意事項

- 1 外気温や室内の温度を考慮し、児童生徒の体調等に合わせ教職員が各教室の操作パネルで運転管理を行つてください。(温度・風量・風向調節・運転停止・再開等)
- 2 天井扇及び遮熱カーテンにより教室内の温度の均一化に取り組んでください。

エアコン使用に伴う注意事項について №.1

冬季期間の使用 換気及び

エアコン使用時には、室温を低下するため窓を開めてください。

エアコン運転前にには、教室の窓を開いて、教室内の熱気を逃がすことにより、省エネ運転が可能になります。(連続運転時は除く)
掃除の時間には、エアコンを運転停止し、窓を開けて掃除してください。
エアコンを使用したまま掃除しようと、空調設備のフィルターにほこりが詰り室内機が故障する恐れがあります。
また、チョークのほこりが浮遊する場合は窓を開けて換気に努めてください。

エアコンは室内の空気を循環しているだけで、換気を行ってはいけませんので、感染症対策のため休み時間には窓を開けるなど換気を行ってください。

令和2年度については、新型コロナウイルス感染症対策のため、無理のない範囲で熱中症対策を、エアコンではなく、窓を開放して既存の天井扇や遮熱カーテンで実施してください。

冬季期間はエアコンではなくFF式ファンヒーターを使用してください。 FF式ファンヒーターが故障した時のエアコンを使用してください。

エアコン使用に伴う注意事項について №. 2

新設エアコンのリモコン設定については、全校同一の設定とします。
教室内に温度、湿度及びWGBTを自動計測する機械を新たに設置しました。
後日、このデータ等(運転状況、光熱水費及び学校の意見を含む)を参考に
変更することができます。

1 設定温度範囲制限機能

- ・冷房 ⇒ 23°Cから28°C
- ・暖房 ⇒ 17°Cから22°C

※省エネルギーのため、上記設定温度以外には設定できません。

エアコン
の各種
設定に
ついて

2 設定温度自動リターン機能

設定温度を変更した場合、30分後には自動的に、冷房時28°C、暖房時
17°C設定に戻る設定になってしまいます。

3 消し忘れ防止タイマー機能

午後4時になると自動的に運転を停止します。

【教育委員会定例会提出資料】

報告第3号	教育部 生涯学習課
令和2年5月27日提出	(課長)白井 隆昭 (担当係長)山口 尊礼

タイトル	安曇野市青少年センター運営委員の委嘱について
報告を要する事項の内容	委員の委嘱
要旨	<p>安曇野市青少年センター設置要綱第5条により、青少年健全育成団体関係者等から推薦された別紙の者を「安曇野市青少年センター運営委員」に委嘱したので報告します。</p> <p>【安曇野市青少年センター設置要綱抜粋】</p> <p>(趣旨) 第1条 この要綱は、青少年の健全な育成及び非行防止活動の促進を図るために、安曇野市青少年センター（以下「センター」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置) 第2条 センターを安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）教育部生涯学習課に置く。</p> <p>(運営委員会) 第5条 センターに青少年センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。</p> <p>2 運営委員会は、青少年センター運営委員（以下「運営委員」という。）15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 青少年健全育成団体関係者 (2) 防犯団体関係者 (3) 学識経験者 (4) 青少年健全育成に熱意のある公募者 (5) その他教育委員会が必要と認める者 <p>3 運営委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 運営委員は、第3条各号に定める業務の企画及び運営を行う。</p>
説明	<p>○委嘱した者 別紙のとおり 団体選出2人 交付日：令和2年4月1日 任期：令和4年3月31日まで</p>

令和2年度 青少年センター運営委員名簿

番号	氏 名	任 期	備 考	
1	佐原 悅司	R2.4.1～R4.3.31	穂高地域青少年育成連絡協議会	新規報告
2	竹内 悅子	R2.4.1～R4.3.31	穂高地域青少年育成連絡協議会	新規報告
3	塩原 幹男	R2.4.1～R4.3.31	明科地域青少年育成市民会議	
4	丸山 繁子	R2.4.1～R4.3.31	明科地域青少年育成市民会議	
5	大塚 元子	R2.4.1～R4.3.31	安曇野地区保護司会	
6	百瀬 陽子	R2.4.1～R4.3.31	安曇野地区保護司会	
7	市川 節子	R2.4.1～R4.3.31	安曇野市更生保護女性会	
8	丸山 みどり	R2.4.1～R4.3.31	安曇野市更生保護女性会	
9	伊藤 可主也	R2.4.1～R4.3.31	安曇野市民生児童委員協議会	
10	小林 富士夫	R2.4.1～R4.3.31	安曇野市民生児童委員協議会	
11	降旗 幸子	R2.4.1～R4.3.31	安曇野少年警察ボランティア協会	
12	三好 さき子	R2.4.1～R4.3.31	安曇野少年警察ボランティア協会	

職員

平林 洋一	所 長	教育委員会 教育部長
臼井 隆昭	次 長	教育委員会 生涯学習課 課長
山口 尊礼	一般職員	// 社会教育担当
池田 安宏	社会教育指導員	// 社会教育担当
曾山 光恵	非常勤職員	// 社会教育担当

【教育委員会定例会提出資料】

報告第4号	教育部 各課
令和2年5月27日提出	

タイトル	後援依頼の教育長専決分の報告について
報告を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告
要旨	生涯学習課 3件 文化課 2件 (詳細別紙)

○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】

(定義)

第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。

(審査基準)

第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学校又は学校の連合体

2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。

- (1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。
- (2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。
- (3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。
- (4) 参加者等の収集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。
- (5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。
- (6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。

(教育長の専決範囲)

第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1項に規定する行事
- (2) 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）

教育部 生涯学習課 共催・後援台帳(令和2年度5月定例会専決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者 (団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	開催目的(趣旨)	会場	開催内容	R1 H 30 29	H 30 29	所管 課 意見
3 R2.4. 13	社会教育担当	2020“世界にやさしい安曇野”～日本語deスピーチ大会	あづみの国際化ネットワーク(AIN)	丸山 美枝	あづみの国際化ネットワーク(AIN)	後援	安曇野市民が参加しやすく、効果的に外国人住民(多文化共生)に関する情報を紹介するため	4月10日 令和2年8月2日 (日)13時30分～15時30分	○過去承認 ○4月21日	安曇野市役所4階会議室	安曇野市には県下で6番目に多い約1300名の外国籍住民が多い暮らしています。同じ市民の一つとして、外国籍住民から安曇野市で生活して本語でスピーチしていただきます。この事業をきっかけとして、市民一人一人の意識が変わり、多文化共生への情操を養うことを目指します。	○	基準第3条第2項及び第4条第2号により可	-	
4 R2.4. 13	社会教育担当	あづみの国際DAY2020！～安曇野で世界を見る！見る・知る・学ぶ・食べ	あづみの国際化ネットワーク(AIN)	丸山 美枝	安曇野市・あづみの国際化ネットワーク(AIN)	後援	市民が参加しやすく、市民へ安曇野市や多文化共生に関する情報を紹介する目的で実施するため	4月10日 令和2年10月25日 (日)10時～15時	○過去承認 ○4月21日	安曇野市穂高会館	安曇野市には県下で6番目に多い約1300名の外国籍住民が暮らしています。同じ市民の一つとして、外国籍住民の方たちの出身国や文化などを紹介していくだけではなく、この事業をきっかけとして、市民一人一人の意識が変わり、多文化共生と相互理解につながることを目的とします。	○○○	基準第3条第2項及び第4条第2号により可	-	
5 R2.4. 13	社会教育担当	多文化共生ボランティア～「安曇野日本語交流講座」	あづみの国際化ネットワーク(AIN)	丸山 美枝	あづみの国際化ネットワーク(AIN)	後援	市民が参加しやすく、効果的に市民の多様性や多文化共生に関する活動情報を提供し、推進できる人材を養成するため	4月10日 令和2年12月6日 (日)～12月20日 (日)	○過去承認 ○4月21日	豊科交流学習センター「きまう」	安曇野市には県下で6番目に多い約1300名の外国籍住民が暮らしています。市内では多文化共生活動や外国籍市民への日本語ボランティアに取り組んでいる市民のスキルアップを図ることを目的とします。	○	基準第3条第2項及び第4条第2号により可	-	

教育部 文化課 共催・後援台帳(令和2年度5月定例会事決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者 (団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H 31- R1	H 30	H 29	所管課 意見
2	5月1日	文化	オペラを楽しむ会 第10回記念公演 「椿姫」	主宰 倉科京子 オペラを楽しむ会	奥ペラを楽しむ会	後援	広く地域の方にこの公演を知つて観に来ていただきたい	令和3年4月1日 (2021年4月18日 (日))	5月1日 過去承認	まつもと市民芸術館主ホール	オペラ「椿姫」は豪華絢爛で、甘く情熱的なメロディー満載の純愛悲恋ものということで、古今のオペラの代名詞のようになっている。男性優位の武骨なオペラばかりを書き続けていたが超人気作です。女性優位への愛に目立つたのがオペラを楽しむ会です。出演者が互いに切磋琢磨め、恋心の縁を細かい形で表現しようと活動する音楽家であります。しかも歴史物語ではなく同時代の話を取り上げ開始をヒロイックペラがようやく女性への愛に目立つたのがこの作品といつことです。しかも歴史物語ではありません。その樂家組織された。出演者が互いに切磋琢磨めしやすい、最高レベルのオペラを創造しようと努めています。その趣旨にのつとり、1地域の音楽家や愛好家でオペラを創造する。2地域の音楽家や愛好家に練習や発表の機会を提供し育成する。3地域の方々が気軽にオペラに触れて、これまでにができない地域の音楽文化の振興に貢献する。4これらにより地域の音楽文化の振興に貢献する。以上を趣旨として公演を開催いたします。	取扱基準第3条 第2項及び第4条 第2号により可	○	○	-	
3	5月1日	文化	穂高地区伝統文化 いけばな親子教室	穂高地区伝統文化 いけばな親子教室	野崎 純 ばなな親子 教室	後援	小中学生の子どもを対象とする幅広い事業のため invitaito いため。	令和2年6月6日 (土)~12月19日 (土)	5月1日 過去承認	穗高会館	次世代を担う子どもや親を対象に、いけばなを通じて伝統文化を体験、習得させるとともに、歴史や伝統文化に关心、理解を深め、子どもたちの豊かな人間性を深めることを目的とする。	取扱基準第3条 第2項及び第4条 第2号により可	-	○	○	-

共催・後援イベントの中止状況(文化課)

文書記号	定例会合帳No.	変更受付日	件名	申請者・主催者	種別	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容
2文366	105	5月8日	三郷郷土研究会春季講演会	三郷郷土研究会 三澤晴男(事務局)	後援	令和2年 5月31日(日)	三郷公民館 講義室	会員及び市民の皆さんから講師の話を聞くことにより、知識を豊かにし、講師の話に共感し、よりよい生き方を考える生涯学習の機会とする。	三郷郷土研究会の年間活動計画に基づき講演会を開催する。参加者は三郷郷土研究会会員及び一般市民50名。入場料、参加料ともに無料。

報告第5号

令和2年度 事業進捗状況報告（懸案事項等）

<学校教育課>

学校教育係

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
中学生海外ホームステイ 交流派遣事業	○学校に現在の事業内容についてヒアリングを実施中 学校・生徒の負担などの課題や、今後改善すべきことなど	○令和2年度事業については、 実施の目途が立っていません。 実施の可否についての判断は、 8月末が限界時期。
安曇野市 コミュニティスクール事業	○学校の休業に合わせて活動中止。	○学校の再開に合わせて 活動再開
児童生徒各種健診業務	○5月末日までの全ての健診を延期 春の歯科検診については中止し、秋のみとする。 (※新型コロナウィルス感染防止のため)	○6月以降は日程を再度調整し、 実施する予定。 (感染予防対策を講じて実施)
青色防犯パトロール	○青色防犯パトロール 実施者講習会を中止。保護者から活動中の感染への不安が寄せられているため、有志のみで対応予定。車内の消毒用品（消毒液・ペーパータオル等）を購入し、学校へ配布。	
就学援助事務	○年度当初の申請受付 締切日：4/30（木）→5/15（金） ※新型コロナウィルス感染症で登校ができなかったことによる対応。	
マスク等購入事業	○新型コロナウィルス感染症対策として小中学校へマスク配布、非接触型体温計、消毒液等を購入。 5月臨時市議会へ予算提出。 仕様書を作成。	○契約 速やかに納品されるよう、 事務を進めます。
給食費補助事業	○新型コロナウィルス感染症対策として小中学校の給食費（5月分）を全額補助する。 5月臨時市議会へ予算提出。	
電子黒板購入事業	○5月開催の業者選定委員会に提出 仕様については、詳細を確認中です。	○入札・契約
GIGAスクール ・ネットワーク整備 ・端末整備	○6月市議会に補正予算案を提出予定。 財政部局と協力して起債関係の手続中。	○補助金等の申請手続き

令和2年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課社会教育担当

社会教育総務費事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
社会教育委員		6月開催又は書面開催 第1回社会教育委員の会議

生涯学習推進費

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
学校開放講座	5月2日(土)～12月19日(土) 「青空と緑の中で」(南安曇農業高等学校)【中止】	
日本語教室	市内4教室【5月休講】 ※新型コロナウィルス感染拡大が収束後に再開予定	

人権教育推進事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
人権教育推進委員会・指導員会	5月12日(火) 第1回人権教育推進委員会小委員会【書面開催】 5月26日(火) 第1回人権教育推進委員及び指導員合同会議【中止】	

中央公民館事業費

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
公民館運営審議会		6月開催又は書面開催 第1回公民館運営審議会
公民館長会	5月11日(月) 第2回公民館長会 ・新型コロナウィルス感染症拡大防止に係る公民館対応について ・第10回市総合芸術展実行委員会委員の選出について 他	6月8日(月) 第3回公民館長会
公民館担当者会議	5月14日(木) 第2回公民館担当者会議 ・新型コロナウィルス感染症拡大防止に係る公民館対応について 他	6月 第3回公民館担当者会議
公民館報	4月28日(火) 館報企画会議 ・館報第55号の内容について 他 5月20日(水) 館報第54号発行	6月16日(火) 校正会議 6月24日(水) 企画会議
安曇野市公民館大会	5月17日(日) 第14回公民館大会【中止】	

令和2年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課社会教育担当

児童館運営事業（民間委託事業）

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み
児童館・放課後児童クラブ	4月10日（金）～5月8日（金） 小学校休業に伴い 7:30～15:00 の間、小学校内で児童の早朝受入れ、預かりを実施 15:00～19:00 児童クラブ開設 5月11日（月）～20日（水） 分散登校に伴い 7:30 から児童クラブ開設 児童クラブ入所随時受付 児童館（自由来館）休館中	児童クラブ入所随時受付 6月 利用者負担金決定

穂高北部児童館整備事業

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み
穂高北部児童館整備		6月 造成設計、実施設計入札

青少年育成環境整備事業・青少年体験事業・子ども会育成会支援事務

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み
青少年センター	5月20日（水）青少年センターだより 第17号発行	6月25日（木）第1回運営委員会
ジュニア・リーダー養成講座	4月～5月 参加者募集（バルーンアート）	6月6日（土）バルーンアート講座
親子体験ラボ	4月～6月 企画・内容検討	
親子プログラミング教室	4月～5月 講師との打合せ	
子ども会育成会支援	5月8日（金）均等割補助金申請、子ども会安全 共済会申込み締切 5月22日（金）活性化補助金申請締切 5月19日（火）子ども会育成会連合会総会 【書面による審議】	5月～6月 補助金交付決定

放課後子ども教室実施事業

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み
放課後子ども教室	5月7日（木）スタッフ打合せ【延期】 5月下旬 放課後子ども教室開始【延期】	学校再開決定後、放課後子ども教室日程打合せ、実施

令和2年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課社会教育担当（豊科公民館）

豊科公民館事業費

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み
令和2年度菊づくり講座	5月8日（金）コロナ対策により苗の受け渡しと次回説明のみで対応（全7回）	6月3日（水）第1回講座開催予定
地区公民館対抗球技大会	6月14日（日）に予定していた球技大会は、コロナ対策により、事前の会議や講習会等、準備ができないため本年度は中止といたしました。 ※4月16日付で各公民館長及び関係者に通知済み。（内容:ドッヂボールとソフトボール）	

令和2年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課スポーツ推進担当

社会体育総務費

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み
スポーツ推進委員会		6月6日(土) 女性スポーツ推進委員研修会 (木曽町)【中止】 6月12日(金)～13日(土) 令和2年度 関東スポーツ推進委員研究会(茨木県つくば市) 【中止】 ・関東功労者表彰 1人
スポーツ推進審議会		6月中 第1回スポーツ推進審議会予定

スポーツ推進事業費

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み
スポーツ教室等	・ニュースポーツ用具の個人への貸出事業 外出自粛により、運動の機会を提供するため、 ニュースポーツ用具を個人へ貸出す。 貸出期間：4月30日(木)から5月末まで ニュースポーツ用具：6種類	・前期各種スポーツ教室の開催 7月まで開催を見送り
市民スポーツ祭	・令和2年度 第11回市民スポーツ祭の開催 6月28日(日)の開催は取り止め。 実行委員へ本年度開催の延期及び中止を書面 で意見聴取。 →取りまとめの上、回答していく。	

社会体育施設管理費

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み
貸館事業	コロナウイルス感染拡大防止対策のため 屋内体育施設 4月22日から当面の間利用禁止 屋外体育施設 4月22日から5月15日の間利用禁止 5月16日から利用可能	国・県・近隣市町村の動向を注視し、今後の対応を決定していく

市民プール管理費

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み
穂高プール運営	コロナウイルス感染拡大防止のため、本年度の運営について検討	7月中旬～8月下旬 穂高プールオープン予定
穂高プール解体	5月19日 穂高プール解体工事設計業務入札	契約日から8月下旬 穂高プール解体設計業務予定

令和2年度事業進捗状況報告(懸案事項等)

〈文化課〉

文化振興担当

文化団体補助事業

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備考
信州安曇野能楽鑑賞会 主催:信州安曇野薪能実行委員会	第30回信州安曇野薪能 8月22日(土)中止 ・第1回実行委員会 5月8日(金) こども能出演者の募集 締め切り4月22日(水) 応募3人。 こども能中止のため、「子ども能楽教室」を案内。	

文化振興総務費

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備考
博物館協議会	5月19日(火)午前 令和元年度事業について	
美術資料等選定員会	5月19日(火)午後 美術作品の収集について(非公開)	

博物館係

郷土博物館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備考
企画展示	「第36回白鳥写真展」 会期:5月16日(土)~	
臨時休館	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて臨時休館。 期間:4月11日(土)~5月15日(金)	

郷土資料館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備考
穂高郷土資料館		
穂高鐘の鳴る丘集会所	県宝の縄文土器のほか、農具や漁具、養蚕資料など民具を展示。3月1日から鐘の鳴る丘集会所紹介コーナーリニューアル。	
臨時休館	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて臨時休館。 期間:4月11日(土)~5月15日(金)	

貞享義民記念館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備考

コンパクト展示	「貞享義烈碑建立の歩み」 会期: 3月24日(火)~4月10日(金)	
企画展示等	「人権ポスター展」 会期: 5月16日(土)~	
臨時休館	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて臨時休館。 期間: 4月11日(土)~5月15日(金)	

文書館事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み (備考)
コンパクト展示	「来た道～忘れ去られた感染症、銃後の守り～」 会期: 5月17日(日)~8月31日(月)	
重要文書等収集・整理	公開資料点数 44,524点(4月末現在) (4月新規点数/地域資料 25点)	
臨時休館	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて臨時休館。 期間: 4月11日(土)~5月16日(土)	

歴史文化遺産再発見事業(文化庁補助事業)

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み (備考)
『明科の宝』の発行	R元年度は明科地区の文化財等を調査・執筆し冊子を刊行。 R2年度は穂高を予定。	

文化財保護係

文化財保護事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み (備考)
文化財 補助事業事務	・無形民俗文化財の保存伝承関係、文化財維持管理関係、等への補助事業事務(事業報告)	
「安曇平のお船祭り」調査報告書刊行	・記録作成等の措置を講すべき無形民俗文化財の選択を受け、H29~R1に実施した『安曇平のお船祭り』調査の報告書を配布 ・報告書増刷の予定(100部)	報告書の配布と調査成果の情報発信と成果を活用して保存継承へ繋げる方策を考える。
「安曇野の建造物」 調査	信州大学工学部建築学科(梅千野研究室)との連携事業 ・古民家の記録保存、穂高神社から各地区へ払い下げられた本殿の調査、常念石室調査等。	
第1回 文化財保護審議会	・8月上旬予定(日程調整中) 委員委嘱 「満願寺の古文書」文化財指定にかかる答申	令和元年度第2回審議会で 諮問内容について意見あり。 16点ではなく全22点の指定として答申の見込みであり、 応じていきたい。

文化財保護へ向けた啓発活動	・いわれの地標柱等修繕事業	
文化財の保全管理等に関する事務手続きと協議等	・国登録有形文化財飯田家住宅文庫蔵・隠居屋の屋根改修に係る現状変更届協議。 ・市有形文化財「光の五社本殿」、「平福寺の観音堂」の自動火災報知機設置に係る現状変更協議および許可。	

埋蔵文化財発掘調査事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
遺跡内での開発に対する協議及び工事立会いの実施	・一般開発・公共事業に伴う現地協議及び工事立会い	随時対応
法 第 93・94 条関係の事務	・周知の埋蔵文化財包蔵地内で開発が行われる際の届出・通知受付事務	随時対応
令和 2 年度以降 公共事業協議	・令和 2 年度以降に埋蔵文化財包蔵地内で計画されている公共事業について、必要に応じ、試掘調査計画、発掘調査対応等を担当部署と協議する。栄町遺跡他	継続
明科廃寺出土 遺物整理作業	・平成 30 年度に調査を行い、出土した明科廃寺出土遺物の整理作業を開始する。	整理作業の開始
埋蔵文化財 報告書作成作業	・『平成 31 年度分試掘・立会報告』「穂高古墳群 E13 号墳」 『三枚橋遺跡(1995)』発掘調査報告書刊行に向けての作業。(入稿 → 校正 → 刊行)	3月末報告書刊行

図書館係

図書館事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
市内公共図書館 新型コロナウイルス 感染症感染拡大防止策	全館臨時休館 期間：4月 11 日(土)～5月 15 日(金) 予約(インターネット及び電話)のみ貸出可 予約本等の受け渡し時間 (時間限定で行う) 午前 10 時～11 時 午後 4 時～5 時 本人が希望した図書館にて受け取り可	【主催事業(共催事業を含む)】 6月末まで中止又は延期
	開館 5月 16 日(土)～5月末 開館時間：全館午前 10 時～午後 5 時 内容：貸出・返却のみ 閲覧席は閉鎖	6月～ 開館時間： 中央館 午前 9 時～午後 6 時 分館 午前 10 時～午後 6 時 内容：閲覧席の部分開放

報告第 6 号	教育部 各課
令和 2 年 5 月 27 日提出	

タイトル	安曇野市議会 第 1 回臨時会（5 月）の結果について
要旨	安曇野市議会 第 1 回臨時会（5 月）の結果報告

1 会期 令和 2 年 5 月 15 日（金）～5 月 15 日（金）

2 市議会福祉教育委員会 令和 2 年 5 月 15 日（金）

【説明事項】

(1) 令和 2 年度 安曇野市一般会計補正予算（第 1 号）

※補正予算の概要是別紙のとおり

3 議案の審議結果について（教育委員会関係）

以下の議案（報告案件を含む）については、原案どおり可決されました。

(1) 報告第 2 号 令和元年度 安曇野市一般会計繰越明許費計算書

➢中学校冷房設備等整備事業（令和 2 年度中に整備予定）

令和 2 年度への繰越額 571,780 千円

(2) 報告第 3 号 令和元年度 安曇野市一般会計事故繰越し繰越計算書

➢小学校施設維持修繕事業（三郷小学校消防用ポンプ修繕事業）

令和 2 年度への繰越額 5,280 千円（令和 2 年 4 月 30 日完了）

(3) 報告第 8 号 令和元年度 安曇野市一般会計予算（専決第 1 号）

(4) 議案第 43 号 令和 2 年度 安曇野市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度

一般会計補正予算（第 1 号）の概要

令和 2 年第 1 回臨時議会（5 月）提出

財政部財政課

令和2年度一般会計補正予算（第1号）の概要等

1 令和2年度一般会計補正予算（第1号）の編成方針等

○ 基本事項

新型コロナウイルス感染拡大に対し、国の補正予算事項、及び市の緊急経済対策事業など、速やかに実施が必要である事業に対し、追加予算を計上する。

2 補正予算見積状況

補正予算額

107億3,600万円

補正前の予算額

421億8,000万円

補正後の予算額

529億1,600万円

(参考)

(単位 千円)

補正額	補正予算額の財源内訳			一般財源	
	特定財源				
	国県支出金	地方債	その他		
10,736,000	10,017,702		492,000	226,298	

3 歳入の主な増額・減額項目

予算書P	歳入科目	増(減)額	充当先事業	主な内容
	国庫支出金			
10	特別定額給付金給付事業費補助金	97億5,000万円	特別定額給付金給付事業	新型コロナウイルス感染拡大への緊急経済対策として実施する特別定額給付金給付事業に措置される国庫補助金
10	特別定額給付金給付事務費補助金	8,171万1千円	特別定額給付金給付事業	新型コロナウイルス感染拡大への緊急経済対策として実施する特別定額給付金給付事業の事務費として措置される国庫補助金
10	新型コロナウイルス拡大防止協力企業等特別支援事業補助金	3,800万円	新型コロナウイルス感染症対策事業	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、協力企業への経済支援に措置される国庫補助金
10	子育て世帯への臨時特別給付金事業国庫補助金	1億4,752万9千円	子育て世帯臨時特別給付金事業	新型コロナウイルス感染拡大対策として実施される子育て世帯への特別給付金事業に措置される国庫補助金
	県支出金			
10	教育支援体制整備事業補助金	46万2千円	穂高幼稚園運営費	新型コロナウイルス感染症対策への緊急環境整備として措置される県補助金
	繰入金			
10	財政調整基金繰入金	2億2,629万8千円	一般財源	財源調整による
10	ふるさと寄附基金繰入金	2億9,200万円	安曇野市子育て世帯支援臨時給付金事業	安曇野市子育て世帯支援臨時給付金の財源として充当する
	諸収入			
10	市制度資金元金	2億円	市制度資金貸付事業	新型コロナウイルス感染拡大対策として実施する企業等への資金繰り融資における、金融機関に預託した貸付資金

4 歳出の主な増額・減額項目

予算書 ページ	事 業 名	増(減)額	主 な 内 容
	総務費		
12	広報費	312万4千円	新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた広報費
12	特別定額給付金給付事業	98億3,171万2千円	新型コロナウイルス感染拡大への緊急経済対策として、給付対象者（基準日：令和2年4月27日として住民基本台帳に記録されている者）一人当たり10万円を給付する定額給付事業
	民生費		
14	児童福祉総務費	12万5千円	新型コロナウイルス感染防止対策として、児童手当現況届の受付方法に郵送を追加することによる封筒代などの経費
14	子育て世帯臨時特別給付金事業	1億4,752万9千円	新型コロナウイルス感染拡大対策として実施される子育て世帯への特別給付金給付事業（国補助事業）
14	安曇野市子育て世帯支援臨時給付金事業	2億9,861万円	新型コロナウイルス感染拡大対策として実施される子育て世帯への臨時給付金事業（市単独）
	商工費		
16	市制度資金貸付事業	3億7万円	新型コロナウイルス感染拡大における緊急経済支援として、中小企業・事業者へ制度資金を融資し、資金繰り支援を実施する
16	新型コロナウイルス感染症対策事業	1億468万5千円	新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う休業要請等協力金、及び飲食店のテイクアウト等、新たなビジネス転換事業者等への経済支援を実施する
	土木費		
18	道路橋梁維持費	1,440万円	新型コロナウイルス感染拡大における経済対策として、小規模建設業者及び小規模事業者へ維持・修繕工事を発注し経済支援を実施する
18	河川維持費	100万円	新型コロナウイルス感染拡大における経済対策として、小規模建設業者及び小規模事業者へ維持・修繕工事を発注し経済支援を実施する

予算書	事業名	増(減)額	主な内容
18	都市公園等維持管理事業	460万円	新型コロナウイルス感染拡大における経済対策として、小規模建設業者及び小規模事業者へ維持・修繕工事を発注し経済支援を実施する
	教育費		
20	事務局費	253万1千円	新型コロナウイルス感染症蔓延対策として、児童・生徒等の健康管理に必要な医療用非接触体温計などの整備を実施する
20	学校保健事業	748万円	新型コロナウイルス感染症対策として、小・中学校へマスクを配布する
20	給食センター総務費	1,967万円	新型コロナウイルス感染拡大の経済対策として、小中学生の給食費(5月分)について補助を実施する
20	穂高幼稚園運営費	46万4千円	新型コロナウイルス感染症蔓延対策として空気清浄機などの整備を実施する
	参考		
22	一般職人件費 (報酬、職員手当)	773万6千円	報酬 (234万円) 職員手当 (539万6千円)

【参考】

令和2年度安曇野市各会計補正予算額一覧

単位：千円

会計名	補正前の予算額	補正額	補正後の予算額
安曇野市一般会計 補正予算（第1号）	42,180,000	10,736,000	52,916,000

安曇野市国民健康保険特別会計	9,815,283		9,815,283
安曇野市後期高齢者医療特別会計	1,347,221		1,347,221
安曇野市介護保険特別会計	9,453,702		9,453,702
安曇野市上川手山林財産区特別会計	1,582		1,582
安曇野市北の沢山林財産区特別会計	883		883
安曇野市有明山林財産区特別会計	1,192		1,192
安曇野市富士尾沢山林財産区特別会計	1,021		1,021
安曇野市穂高山林財産区特別会計	1,092		1,092
安曇野市産業団地造成事業特別会計	1,084,696		1,084,696
安曇野市有明荘特別会計	7,702		7,702
特別会計合計	21,714,374		21,714,374
総計（一般会計+特別会計）	63,894,374	10,736,000	74,630,374

会計名等	補正前の予算額	補正額	補正後の予算額
安曇野市水道事業会計 補正予算	収益的収入	2,349,830	2,349,830
	収益的支出	1,910,760	1,910,760
	資本的収入	269,319	269,319
	資本的支出	1,738,950	1,738,950
安曇野市下水道事業会計 補正予算	収益的収入	4,396,348	4,396,348
	収益的支出	3,773,888	3,773,888
	資本的収入	777,699	777,699
	資本的支出	2,532,549	2,532,549

令和元年度 人権教育指導員活動実績

内 容	豊 科	穂 高	三 郷	堀 金	明 科
地区数及び指導員数	25地区 22人	29地区 15人	14地区 10人	9地区 4人	21地区 2人
地域人権推進協議会及び研修会（2回）	38	24	13	7	2
人権教育推進員・指導員合同会議（1回）	17	9	7	3	1
担当地区公民館 人権学習会への参加	12	11	7	2	
担当地区外公民館 人権学習会への参加		5			
人権学習会の講師		2	3	2	1
人権学習会への助言		2	3	2	
学社連携事業	8	4	3	4	
2分の1成人記念 市人権・平和特別授業	3	3	3	2	0
市企業人権啓発講演会			16		

○各公民館の状況

<豊科公民館> 豊科地域は、各地区公民館から指導員を推薦してもらっている。

<穂高公民館> 現在の指導員はほとんど元教員の方にお願いしている。

<三郷公民館> できれば豊科地域のように各地区公民館に指導員を1名ずつ配置できるようにならうと考えている。
 <堀金公民館> 令和2年度からは指導員が1名増え5名となつた。

<明科公民館> 令和3年度に向けて指導員の人数を増やすよう声掛けを行っていく。

<全体> 全体に1名ずつ配置が可能なように指導員の定数を99名としたが、それぞれの地域の積み重ねを尊重し一律に配置はしていない。
 各地区の人権教育推進委員にとつて人権学習会は一大事業であるため、指導員に相談しながら企画している。

○現状と課題

・5地域公民館の社会教育指導員が人権教育指導員をやつていただけの方を探してお願いしているが、なかなか引き受けてもらえず苦慮している。

・指導などハードルが高いため、相談にのつてもらえる立場の方をお願いしている。

・会議の出席謝礼はお支払いしているが、それ以外の活動はボランティアでやつていただいている状況である。